

本年も大原予想が 冴え渡る!!



簿記論

大当り

本試験問題

●第一問

【資料1】 前期末(X6年3月31日)の閉鎖残高勘定(一部)

閉鎖残高		(単位:円)	
建物	6,000,000	社債	()
のれん	3,000,000	繰延税金負債	(①)
社債発行費	80,000	建物減価償却累計額	300,000
自己株式	()	資本金	2,904,700
		資本準備金	404,700
		その他資本剰余金	1,443,400
		利益準備金	300,000
		圧縮積立金	(②)
		繰越利益剰余金	1,130,000
		新株予約権	()

●第一問

(4) X7年6月25日の定時株主総会における分配可能額を解答欄⑩に答えなさい。ただし、X7年4月1日からX7年6月25日までに純資産の部の各項目の増減はないものとする。

●第三問

(5) 車両運搬具は、X6年12月31日に、買換えを行っている。新車両1,750,000円を購入し、旧車両の下取価額392,500円(査定価額342,500円)との差額を普通預金口座より支払った。下取価額と査定価額との差額は、新車両に対する値引きとして処理する。なお、新車両はX7年1月1日より事業の用に供している。

●第三問

(6) リース契約により使用しているデータサーバーについては、所有権移転外ファイナンス・リース取引として利子抜き法で処理している。リース期間は8年、年間リース料は3,750,000円(年1回、12月末に後払い)である。また、利息相当額は定額法により支払利息(リース債務)勘定に計上していたが、X6年12月31日に第6回のリース料を支払った後に、当該リース契約を解約し、未経過リース料の全額を普通預金口座より支払うとともに、リース物件を返却した。なお、未払利息勘定は当該リース契約に係るものである。

●第三問

3 リース取引

(1) 一部の顧客に対して、甲社を貸手、顧客を借手とするリース契約を締結しており、契約条件等から全て所有権移転外ファイナンス・リース取引として処理している。

甲社がリース取引開始日に、リース料総額及びリース物件の購入価額をリース売上勘定及びリース売上原価勘定で処理し、決算日において、翌期以降に属する期間の利息相当額を繰延リース利益勘定として繰り延べる方法によっている。また、リース物件の購入価額は仕入先へ直ちに普通預金口座から支払われている。

大原予想問題

●第1回直前対策模擬試験(第一問)

2. 閉鎖残高勘定

閉鎖残高		(単位:千円)	
当座預金 (⑪)	支払手形 (⑫)		
受取手形	買掛金	32,200	32,800
売掛金	未払営業費	48,900	180
有価証券	未払法人税等	1,045	20,500
繰越商品	賞与引当金	34,480	3,900
前払営業費	貸倒引当金	140	3,671
建物	建物減価償却累計額	70,000	12,600
車両	車両減価償却累計額 ()	6,000	
備品	備品減価償却累計額	7,500	1,950
投資有価証券	資本金 (⑬)	5,820	
	資本準備金 ()		
	その他資本剰余金 (⑭)		
	利益準備金 ()		
	繰越利益剰余金 (⑮)		
	()		()

●第2回直前対策模擬試験(第二問)

設問3) X3年3月31日現在(X2年度末)の貸借対照表における純資産の部を前提として、X2年度末における会社法規定による剰余金の分配可能額を答えなさい。

●第3回直前対策模擬試験(第三問)

(2) 甲社はX24年8月8日に旧営業車を下取りに出して、環境性能の優れた新営業車に買換えを行った。なお、車両運搬具の買換えに関する資料は次のとおりである。

(単位:円)	
区 分	金 額
旧営業車期首帳簿価額	1,134,000
下取価額(税込)	1,072,500
旧営業車の中古車市場における時価(税抜)	965,000
新営業車の購入価格(税抜)	3,340,000

なお、甲社は買換えに伴う支出額を仮払金で処理しているのみである。また、旧営業車の中古車市場における時価と下取価額との差額は新営業車の取得に係る値引とする。新営業車の耐用年数6年とし、新営業車は翌日から事業の用に供している。

●第1回直前対策模擬試験(第二問)

【資料1】 営業用車両

種類	リース取引開始日	リース料	経済的耐用年数	解約不能リース期間	見積現金購入価額
A	X1年4月1日(X1年度期首)	150,000円	5年	4年	1,150,000円
B	X3年4月1日(X3年度期首)	200,000円	5年	4年	1,600,000円

(注2) 営業用車両Aについては、X3年3月31日のリース料の支払い後にリース物件を返還するとともに規定損害金750,000円を支払い、当該リース契約の解約を行った。

●第2回プレ模擬試験(第二問)

【資料2】 備品Z(以下、「リース物件Z」とする)

- ・ A社のリース物件Zの購入価額は5,054,000円である。
- ・ リース期間はX2年4月1日(X2年度期首)からX7年3月31日(X6年度期末)までである。
- ・ 年間リース料は1,200,000円であり、X3年3月31日を初回として毎年3月31日に支払いを受ける。
- ・ 当該リース取引は、所有権移転ファイナンス・リース取引に該当し、会計処理はリース取引開始時に売上高と売上原価を計上する方法を採用している。



本試験問題

●第三問

5 固定資産

- (1) 固定資産台帳は次のとおりである。なお、減価償却方法は定額法(ただし、車両運搬具及び備品は200%定率法)によっており、残存価額はゼロである。()は各自推定すること。

●第一問

【資料 5】 その他有価証券

1 当期の取引は次のとおりである。

- X6年7月1日 以下2の条件等のM社社債を額面100ドル当たり94ドルで取得し、その他有価証券に分類した。
- X6年12月31日 クーボン利息を受け取った。
- X7年3月31日 未収有価証券評価利息の計上、償却原価法の適用及び時価評価を行う。

2 条件等は次のとおりである。

- 額面総額：30,000ドル
- 満期日：X9年6月30日
- クーボン利率：年6%(毎年6月末及び12月末払い)
- 額面金額と取得価額との差額は金利の調整と認められるため、償却原価法(定額法)を適用する。
- 全部純資産直入法により時価評価を行い、償却原価の円換算額と時価の円換算額の差額を全てその他有価証券評価差額金とする。
- 時価・為替レートの推移は次のとおりである。

日付	時価	直物為替レート
X6年7月1日	@94ドル	1ドル=(㉚)円
X6年12月31日	@95ドル	1ドル=156円
X7年3月31日	@96ドル	1ドル=152円

なお、X6年7月1日からX7年3月31日までの平均レートは1ドル=158円である。

●第一問

【資料 2】 自己株式

前期末において保有している自己株式は600株(1株当たり1,550円)であり、当期の自己株式に関する取引は次のとおりである。なお、自己株式は移動平均法で処理している。

- X6年4月10日 自己株式400株を1株当たり1,620円で取得し、代金は取得に係る手数料5,000円とともに普通預金口座から支払った。
- X6年5月20日 自己株式200株を1株当たり1,650円で処分し、代金は処分に係る手数料5,400円が差し引かれ、普通預金口座に入金された。なお、処分に係る手数料は繰延資産として処理する。
- X6年6月28日 新株発行及び自己株式の処分による資金調達を行った。募集株式の数は1,000株(新株発行700株、自己株式の処分300株)、募集株式に関わる払込金額は1,520,000円であり、株式募集に係る手数料27,000円が差し引かれた残額が普通預金口座に入金された。株式募集に係る手数料は繰延資産として処理する。
- X6年7月15日 自己株式(㉓)株を消却した。
- X7年3月31日 株式交付費の償却を行う。また、当社株式の期末時価は1株当たり1,650円である。

●第一問

【資料 4】 圧縮記帳

- X5年4月1日 国庫補助金(㉑)円を受け取り、自己資金を加えて、建物(取得原価6,000,000円、耐用年数(㉒)年、残存価額ゼロ、定額法、間接法による減価償却を行う)を購入した。
- X6年3月31日 減価償却を行う。また、積立金方式による圧縮記帳を行い、税務上は国庫補助金相当額が損金に算入された。なお、決算日ごとに減価償却割合に応じた70,000円の圧縮積立金の取り崩しを行う。
- X7年3月31日 減価償却及び圧縮積立金の取り崩しを行う。

大原予想問題

●全国統一公開模擬試験(第三問)

- (4) X21年4月より事業の用に供している備品(取得原価1,660,000円、期首減価償却累計額1,301,440円、耐用年数5年)は200%定率法により減価償却計算を行っており、当期における減価償却費を期首帳簿価額に200%定率法償却率(0.400)を乗じた額で計上している。当期に計上した減価償却費が適正額であるかを検証し、適正額でない場合には決算修正を行うこと。なお、200%定率法における耐用年数5年の改定償却率は0.500、保証率は0.10800であり、前期末までに200%定率法償却率により計算した償却額(調整前償却額)が償却保証額を下回った事実はない。

●第2回直前予想模擬試験(第三問)

6. 固定資産

- (1) 建物については定額法(耐用年数40年、残存価額ゼロ)で減価償却費を計上する。備品については200%定率法(耐用年数5年、改定償却率0.500、保証率0.10800)で減価償却費を計上する。

●第1回直前予想模擬試験(第三問)

8 有価証券

有価証券はそれぞれの銘柄について、その保有目的を判断し、適切に会計処理すること。なお、甲社は売買目的有価証券に区分される有価証券を保有していない。

その他有価証券の評価差額は、全部純資産直入法により処理を行い、税効果会計を適用する。税効果会計の適用に当たっては、評価差額を評価差損と評価差益に区分し、銘柄ごとに繰延税金資産又は繰延税金負債を認識する。

銘柄	数量	取得価額	1株(口)当たりの期末時価	備考
H社株式	1,000株	4,090,000円	3,570円	上場株式
I社株式	2,000株	(各自推算)円	—	子会社株式
J社株式	3,300株	5,610,000円	1,850円	子会社株式
K社社債	300口	48,000ドル	172ドル	

- (2) K社社債はX23年4月1日に発行と同時に取得した額面200ドル/口のドル建てゼロクーポン債であり、満期日前での途中売却を想定している。当該債券の償還期限は5年、額面金額と取得価額との差額は金利の調整と認められ、償却原価法(定額法)を適用する。なお、前期末の1口当たりの時価は169ドルであり、取得時の為替相場は1ドル=136円、前期の期中平均為替相場は1ドル=144円、前期末の為替相場は1ドル=148円、当期の期中平均為替相場は1ドル=150円、当期末の為替相場は1ドル=156円である。

●第2回直前対策模擬試験(第二問)

【資料 2】

- X2年4月20日 自己株式200株を1株当たり15,000円で取得した。
- X2年5月25日 自己株式150株を1株当たり17,500円で処分した(移動平均法)。この結果、その他資本剰余金勘定の残高が(㉔)円となった。
- X2年6月29日 株主総会においてX1年度末時点の株主に対して剰余金の配当等を行う旨の議案が承認された。
- 配当総額：400,000円
- 配当原資：繰越利益剰余金
- 準備金の積立て：会社法に定める最低額
- X2年10月26日 自己株式100株を消却した。

●第2回直前予想模擬試験(第二問)

(2) 備品

【資料 1】決算整理後残高試算表に計上されている備品は、国庫補助金800,000円に自己資金を加え2,400,000円で購入したものであり、X5年4月中から事業の用に供していた。甲社は国庫補助金相当額について圧縮記帳(積立金方式)を行い、税効果会計を適用している。減価償却計算は、耐用年数4年、残存価額ゼロ、定額法により行う。なお、会計上は、取得原価を基礎に計算し、税務上は取得原価から国庫補助金相当額を控除した金額を基礎に計算し、毎期減価償却限度超過額から税効果額を考慮したうえで圧縮積立金を取崩すが、税効果額の算定を法定実効税率35%で行っていた。



本試験問題

●第一問

16. 本会計基準の基本となる原則は、約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスと に企業が を得ると見込む対価の額で描写するように、収益を認識することである。

●第一問

- (2) 「資産除去債務会計基準」第7項で規定される会計処理は、「資産負債の両建処理」と呼ばれているが、資産除去費用の計上の観点から引当金を計上する会計処理(引当金処理)を考えることもできる。それでは、A. 「引当金処理」とはどのような会計処理方法か述べた上で、B. その問題点について説明しなさい。解答に際しては、国際的な会計基準とのコンパジェンス以外の観点に立った説明をすること。

●第二問

- (3) 市場販売目的のソフトウェアである製品マスターの制作費のうち、研究開発費に該当しない制作費が無形固定資産として計上される理由を説明しなさい。

●第一問

- (3) 第17項の5つのステップに関する次の説明のうち適切でないものを1つ選び、記号(ア～エ)で答えなさい。

- ア 契約は書面、口頭、取引慣行等により成立する。顧客との契約締結に関する慣行及び手続は、国、業種又は企業により異なり、同一企業内でも異なる場合がある。
 イ 取引価格の算定には、変動対価又は現金以外の対価の存在を考慮するが、顧客により約束された対価の性質、時期及び金額は取引価格の見積りに影響を与えないものと仮定する。
 ウ 契約において顧客への移転を約束した財又はサービスが、所定の要件を満たす場合には別個のものであるとして、当該約束を履行義務として区分して識別する。
 エ 顧客との契約を識別するための要件には、移転される財又はサービスの支払条件を識別できること、契約に経済的実質があること、という要件が含まれている。

●第三問

- (2) 決算整理前残高試算表の各預金勘定に関する事項は、次のとおりである。

勘定科目	帳簿残高(千円)	備 考
当座預金	34,390	買掛金の支払いのために振り出した小切手550千円が未渡しとなっていたことに気づいたため、修正が必要である。
普通預金	55,330	外貨預金10,000ドルが含まれているが、預入時為替レート135円/ドルで換算したままであり、当期末為替レート150円/ドルで換算替えを行っていない。
定期預金	125,000	預入期間が3年となる定期預金(預入金額20,000千円、X7年9月30日満期、利率年1.5%、利払日年2回(6月末及び12月末))が含まれている。当該定期預金に係る未収利息の会計処理は未了である。 これ以外の定期預金は、6ヶ月満期の定期預金であり、利息は適切に処理している。

●第三問

- (2) 得意先C社は前期において経営状況が悪化していたため、同社に対する営業債権を貸倒懸念債権に分類していたが、同社はX5年3月20日に不渡りが発生した。同社の経営再建は困難が予想され、今後1年以内の回収はできないと判断し、同社に対する期末時点での営業債権(受取手形1,480千円及び売掛金4,740千円)を破産更生債権等として分類することとした。なお、同社からは2,500千円の定期預金証書を担保として受け入れている。

●第三問

- 4 有価証券に関する事項

- (1) 期末時点において保有している有価証券は、次のとおりである。

(単位：千円)

銘柄等	前期末残高		当期末残高		備 考
	取得原価	時価	取得原価	時価	
E社株式	45,000	45,500	45,000	37,200	上場株式であり、長期投資目的で持分5%を保有している。
F社株式	251,000	—	251,000	—	非上場の子会社株式であり、保有株式数は160,000株で、当期末時点の1株当たり純資産は890円であった。
G社株式	—	—	(各自推定)	(各自推定)	下記(3)を参照
自己株式	10,000	—	(各自推定)	—	下記(4)を参照

大原予想問題

●第1回ブレ模擬試験(第二問)

16. 本会計基準の基本となる原則は、約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスと交換に企業が を得ると見込む対価の額で描写するように、収益を認識することである。

●第3回直前対策模擬試験(第二問)

- 1 (1) 資産除去債務の会計処理の考え方には大きく2つの考え方がある。
 A 各期間が負担すべき除去費用を引当金に繰り入れる考え方
 B 除去支出見積額の現在価値を資産と負債に両建計上する考え方
 Aの考え方に基づいた場合のX1年度の損益計算書に計上される減価償却費の金額と引当金繰入額の金額を答えなさい。なお、引当金繰入額の算定上、毎期均等額を計上するものとし割引計算を要しないものとする。
 (2) 「資産除去債務に関する会計基準」(以下、「資産除去債務基準」という。)では、上記(1)の2つの考え方のうち、Aの考え方に関しては、有形固定資産に対応する除去費用が、当該有形固定資産の使用に応じて各期に適切な形で費用配分されるという点では、Bの考え方と同様であること等から、Aの考え方を採用した上で、資産除去債務の金額等を注記情報として開示することも検討されたが、「資産除去債務基準」ではBの考え方を採用している。そこで、Bの考え方が採用された理由を述べなさい。なお、Aの考え方を包摂すること及び国際的なコンパジェンスの観点については触れる必要はない。

●全国統一公開模擬試験(第二問)

- (1) 市場販売目的のソフトウェアを無形固定資産として資産計上する理由を4つ述べなさい。

●第2回実力判定公開模擬試験(第一問)

- 4 下線部(c)については、顧客との契約において5つの要件すべてを満たす必要があるとされる。そこで、その要件として適切ではないものを1つ選び、記号で答えなさい。
 ア 当事者が、書面、口頭、取引慣行等により契約を承認し、それぞれの義務の履行を約束していること
 イ 移転される財又はサービスに関する各当事者の権利を識別できること
 ウ 移転される財又はサービスの支払条件を識別できること
 エ 契約に将来キャッシュ・フローのリスク、時期又は金額の確実性があること
 オ 顧客に移転する財又はサービスと交換に企業が権利を得ることとなる対価を回収する可能性が高いこと

●第3回直前対策模擬試験(第三問)

- (2) 【資料1】の預金勘定のうち、決算整理の未済事項は次のとおりである。

種 類	帳 簿 残 高	備 考
当座預金	1,180千円	銀行残高証明書は△620千円であった。差異の原因を調査したところ、電子記録債務の期日引落しが当社に未通知であったことが判明した。なお、当社は銀行との間で当座借越契約を締結している。
普通預金	3,320千円	銀行残高証明書は2,000千円であった。差異の原因を調査したところ、買掛金660千円を支払った際、仕訳の貸借を反対に行っていたことが判明した。
外貨定期預金	5,200千円	【資料1】の預金勘定には、X6年10月1日に預入れた左記の外貨定期預金が含まれている。預入金額40千U.S.ドル、年利率1%、利払日は年1回(9月末)、預入期間は3年である。なお、当期末の直物為替相場は140円/U.S.ドルである。

●全国統一公開模擬試験(第三問)

- (4) 得意先D社に対する営業債権は、前期において回収に遅れが生じたため貸倒懸念債権に区分していたが、同社はX7年2月に二度目の不渡りを発生させ、銀行取引停止処分になった。D社に対する営業債権の当期末残高は、受取手形7,600千円及び売掛金3,160千円である。なお、D社の社長個人が所有する不動産に担保を設定しており、担保設定時の時価は7,430千円、当期末の時価は8,680千円であった。

●第2回直前予想模擬試験(第三問)

- 3 投資有価証券に関する事項

- 決算整理前残高試算表の投資有価証券勘定の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

銘柄等	前期末残高		当期末残高		備 考
	取得原価	時価	取得原価	時価	
G社株式	—	—	35,000	31,500	上場株式であり、長期投資目的で保有している。
H社株式	(各自推定)	48,000	(各自推定)	(各自推定)	海外上場株式であり、長期投資目的で保有している。
I社株式	47,500	—	47,500	—	非上場の関連会社株式
J社株式	—	—	(各自推定)	—	非上場の子会社株式
自己株式	30,000	—	(各自推定)	—	

本試験問題

●第三問

5 商品及び仕入に関する事項

- (1) 決算整理前残高試算表の繰越商品勘定の金額は、前期末残高である。
- (2) 商品の期末残高の内訳は次のとおりである。商品は移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)により評価しており、帳簿棚卸高に記載の単価は移動平均法により適正に計算されている。

商品名	帳簿棚卸高		実地棚卸高	差異の内容等
	数量	単価	数量	
商品 H	7,034個	8,500円	7,012個	下記③参照
商品 I	9,350個	13,000円	9,350個	下記④参照
商品 J	7,180個	12,500円	7,030個	下記⑤参照
商品 K	5,600個	15,400円	5,750個	下記⑥参照

- (3) 商品 H の棚卸差異は原因が不明であった。金額的な重要性がないことから、売上原価として計上する。
- (4) 商品 I のうち、1,800個は川沿いに立地している倉庫に保管されていたが、3月の長雨によって発生した洪水により、販売が困難であることが判明した。このため1,800個の商品に係る棚卸資産評価損を特別損失に計上する。なお、当該評価損については、税効果会計を適用する。
- (5) 商品 J の棚卸差異は、営業担当者が顧客訪問での見本品として使用しているために生じたものであることが判明したため、販売費及び一般管理費(広告宣伝費)に振替計上する。
- (6) 商品 K の棚卸差異は、期末直前での入荷において、掛けによる仕入の計上が漏れていたものであることが判明したため、仕入の追加計上を行う。なお、計上漏れの商品代金は、1個当たりの単価は15,400円(税抜き)であり、消費税等を考慮するものとする。

●第三問

- (5) X4年4月1日に、車両をリース物件とする次のリース契約を締結し、同日から車両の使用を開始した。

(リース契約内容)

- 所有権移転条項及び割安購入選択権はなく、当該車両は特別仕様ではない。
- 解約不能のリース期間 5年
- リース料は月額400千円(リース料総額24,000千円)である。リース料の支払いは、X4年4月30日を第1回とする月末払いであり、支払済みリース料は販売費及び一般管理費として処理している。
- 甲社の見積現金購入価額 22,300千円
- リース料総額の現在価値 22,593千円
- リース資産の経済的耐用年数 6年
- リース資産及びリース債務の計上額を算定するに当たっては、リース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によることとし、当該利息相当額についてはリース期間にわたり定額法により配分することとする。
- 減価償却はリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によって行う。なお、リース資産は貸借対照表上、「リース資産」として表示するものとする。

●第三問

11 退職給付に関する事項

- (1) 甲社は確定給付型の退職一時金制度を採用している。甲社の従業員数は300名未満であることから高い信頼性をもって数理計算上の見積りを行うことが困難なため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を引当計上する。
- (2) 決算整理前残高試算表の退職給付引当金勘定は、前期末時点での従業員自己都合要支給額であり、当期中の退職給付の支払額526千円は仮払金として処理されている。また、当期末時点での従業員自己都合要支給額は50,092千円と算定された。
- (3) 退職給付引当金については、税効果会計を適用する。

大原予想問題



●第3回実力判定公開模擬試験〔第二問〕

5. 棚卸資産に関する事項

当社は商品の評価基準及び評価方法について、総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)を採用している。

種類	帳簿棚卸高			実地棚卸数量	時価(単価)
	数量	単価	金額		
H 商品	50,000個	9,600円	480,000千円	50,920個	11,200円
I 商品	12,500個	16,360円	204,500千円	12,500個	15,600円
J 商品	20,500個	6,000円	123,000千円	19,800個	7,200円
その他商品	(略)	(略)	4,256,700千円	(略)	(略)

残高試算表の貯蔵品は消耗品の期首有高であり、期中に購入したものについては全額、消耗品費として処理している。また、期末の実地棚卸に基づいた未使用分を最終仕入原価法により評価している。

なお、期末の実地棚卸高は1,060千円(「1. 現金及び預金に関する事項」の①に係るものは含まれていない。)であることが判明した。

- 残高試算表の繰越商品の金額は前期末残高である。
- 当社は仕入計上基準について、検収基準を採用している。
- H商品の棚卸資産の差異のうち1,000個は、実地棚卸において当社が検収未了分を誤ってカウントしたものであり、残りは通常生じる程度の減耗であり、販売費及び一般管理費の内訳項目とする。
- J商品の棚卸資産の差異は、見本品として提供していたものであり、広告宣伝費に振替計上する。

●全国統一公開模擬試験〔第三問〕

- (4) K支店は、X6年4月1日に営業用車両についてリース契約を締結し、同日より事業の用に供している。当該リース取引の契約内容等は次のとおりである。

- 所有権移転条項及び割安購入選択権はなく、リース物件は特別仕様ではない。
- 解約不能のリース期間は4年であり、リース物件の経済的耐用年数は5年である。
- 当社の見積現金購入価額 15,011千円
- リース料は月額400千円(総額19,200千円)であり、リース料の支払いはX7年3月31日を第1回とし、X10年3月31日を最終回とする毎年3月31日払いである。なお、当期末の支払済みのリース料を仮払金に計上している。
- 上記④に含まれている維持管理費用相当額は月額67千円である。これはリース物件に係る固定資産税、保険料等であり、当社に明示されている。
- リース資産及びリース債務の計上額を算定するにあたっては、原則法(リース料総額からこれに含まれている維持管理費用相当額及び利息相当額の合理的な見積額を控除する方法)によることとし、当該利息相当額はリース期間にわたり利息法により配分する。
- 貸手の計算利率は知り得ず、当社の追加借入に適用されると合理的に見積もられる利率は年3%である。3%で4年の年金現価係数は3.717とする。
- 見積現金購入価額をリース資産の取得原価とする場合、利息の計算利率は年2.6%とする。
- 減価償却計算はリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によって行う。なお、リース資産は有形固定資産に一括してリース資産として表示する。

●第3回実力判定公開模擬試験〔第二問〕

10. 退職給付引当金に関する事項

- (1) 当社は確定給付型の退職一時金制度を採用している。ただし、従業員数が300人未満であることから高い信頼性をもって数理計算上の見積りを行うことが困難であるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を引当計上する。
- (2) 退職給付に係る期末自己都合要支給額は、前期末では804,000千円、また、当期末では828,000千円である。当期中の退職給付の支払額は150,000千円であり、仮払金に計上されている。
- (3) 税務上、退職給付引当金は損金として認められないため、税効果会計を適用する。当該退職給付引当金に係る繰延税金資産は回収可能とする。



本試験問題

●第一問 一資産の譲渡等の意義について

- (1) 本件取引が消費税の課税対象となるかどうかについて、「資産の譲渡等」及び「特定資産の譲渡等」の意義を述べるとともに、これらに該当するかどうかの当てはめを行った上で説明しなさい。

●第一問 一課税売上割合に準ずる割合一

- (2) B社において、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の課税期間(以下「当課税期間」という。)につき、上記承認に係る課税売上割合に準ずる割合(当課税期間における当該割合は97%である。)の適用がある場合、当課税期間における仕入控除税額の計算はどのように行うこととなるか、個別対応方式又は一括比例配分方式を適用する場合の計算方法に触れながら説明しなさい。なお、解答に当たって、適宜算式等を用いることとして差し支えない。
(注1) B社の当課税期間の課税売上高は464,939,000円、課税売上割合は92%である。

●第二問 一計算方法等の前提事項一

- (1) 会計帳簿における経理については、全て消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含んだ金額により経理(税込経理)している。
(2) 取引等は、特に指示のある場合を除き、次のとおりとする。
・ 国内において行われたものとする。
・ 課税仕入れの相手方は、適格請求書発行事業者であるものとする。
・ 課税仕入れは、1回の取引に係る課税仕入れの支払対価の税込金額が1万円未満であることが明らかなるものを除き、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第53条の2《請求書等の保存を要しない課税仕入れに関する経過措置》の規定の適用対象とならないものとする。
・ 他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等は無いものとする。
・ 収入及び支出において消費税等の経過措置により旧税率が適用される取引は無いものとする。
・ 「飲食料品」とは、食品表示法(平成25年法律第70号)第2条第1項に規定する食品(酒税法(昭和28年法律第6号)第2条第1項に規定する酒類を除く。)をいうものとする。
(3) 課税標準額に対する消費税額の計算は消費税法第45条第5項《消費税額の積上げ計算》の規定の適用を受けないものとし、課税仕入れに係る消費税額の計算は消費税法施行令第46条第3項《課税仕入れに係る支払対価の合計額から割り戻す方法による消費税額の計算》の規定の適用を受けるものとする。
(4) 仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の計算は消費税法施行令第52条第1項《仕入れに係る対価返還等を受けた金額に係る消費税額の計算の特例》の規定の適用を受けないものとし、売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の計算は同令第58条第1項《売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の計算の特例》の規定の適用を受けないものとする。
(5) 確定申告により納付すべき消費税額(以下「納付税額」という。)又は還付を受けるべき消費税額(以下「還付税額」という。)の計算に当たって、消費税法の規定に基づき適用される計算方法が2以上ある事項については、それぞれの計算方法による計算結果を示し、納付税額が最も少なくなる又は還付税額が最も多くなる方法を採用するものとする。

●第二問 一答案用紙の形式一

【仕入れに係る消費税額の計算方法の判定】

判定結果	☐ 全額控除	☐ 個別対応方式又は一括比例配分方式
	いずれかに✓を付すこと	

●第二問 一他勘定振替高一

- ハ 「他勘定振替高」は、甲社が製造した製品を販売以外に使用等したため他の勘定科目に振り替えた金額であり、具体的には、中元歳暮として贈答したものの3,450,000円(下記チ(イ)参照)、廃棄したものの135,340,762円(下記ム(ウ)参照)の合計額である。
チ 「接待交際費」には、次のものが含まれている。下記以外は飲食店での飲食代であり、適格請求書発行事業者以外の者に対して支払った金額2,346,500円が含まれている。
(イ) 中元歳暮として、甲社製品を贈答するため売上原価から振り替えたもの 3,450,000円

●第二問 一インターネット広告の掲載料一

- (ウ) 製品販売のためのインターネット広告の掲載料 50,184,347円
上記金額は、国外事業者に対して支払ったものである。当該インターネット広告業務は、事業者向け電気通信利用業務の提供に該当する。

●第二問 一外国人からの電子書籍の購入一

- (ロ) 書籍等の購入費 2,204,320円
上記金額には、インターネットで購入した電子書籍545,000円、インターネットで購読している食品業界専門誌の電子版の購読費用165,000円が含まれているが、いずれも、事業者以外の者であっても購入又は購読の申込みができるものであり、国外事業者(適格請求書発行事業者以外の者に該当する。)に対して支払ったものである。

●第二問 一リサイクル料金・資金管理料金一

- ニ 令和7年6月に新車(その他部門用)を8,201,420円で購入した。購入の際に支払ったリサイクル料金(使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づくもの)16,630円のうち、資金管理料金290円は購入時の費用(上記1)損益計算書上の支払手数料に含まれている。)とし、残額は前渡金として経理した。

大原予想問題

●第1回実力判定公開模擬試験(第一問)

- 次の各問に答えなさい。
(1) 資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く。)の意義及び範囲について述べなさい。

●第2回直前予想模擬試験(第一問)

- (2) 事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等を特定仕入れとして規定しているが、特定仕入れに該当する役務の提供の意義及び範囲について述べなさい。

●第1回実力判定公開模擬試験(第一問)

- (1) A事業部門について課税売上割合に代えて課税売上割合に準ずる割合の承認を受けており、A事業部門に係る課税売上割合に準ずる割合は95%以上となっている。この場合において、A事業部門に係る課税仕入れ等の税額については、その全額を控除することができる。
なお、当課税期間における課税売上高は3億円、課税売上割合は85%である。

●全国統一公開模擬試験(第二問)

- (1) 会計帳簿における経理については、全て消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含んだ金額により経理(税込経理)している。
(2) 取引等は、特に指示のある場合を除き、次のとおりとする。
・ 国内において行われたものとする。
・ 課税仕入れの相手方は、適格請求書発行事業者であるものとする。
・ 課税仕入れは、1回の取引に係る課税仕入れの支払対価の税込金額が1万円未満であることが明らかなるものを除き、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第53条の2の規定(以下「少額特例」という。)の適用対象とならないものとする。
・ 他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等は無いものとする。
・ 収入及び支出において消費税等の経過措置により旧税率が適用される取引は無いものとする。
・ 「飲食料品」とは、食品表示法(平成25年法律第70号)第2条第1項に規定する食品(酒税法(昭和28年法律第6号)第2条第1項に規定する酒類を除く。)をいうものとする。
(3) 課税標準額に対する消費税額の計算は消費税法第45条第5項《消費税額の積上げ計算》の規定の適用を受けないものとし、課税仕入れに係る消費税額の計算は消費税法施行令第46条第3項《課税仕入れに係る支払対価の合計額から割り戻す方法による消費税額の計算》の規定の適用を受けるものとする。
(4) 仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の計算は消費税法施行令第52条第1項《仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の計算の特例》の規定の適用を受けないものとし、売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の計算は同令第58条第1項《売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の計算の特例》の規定の適用を受けないものとする。
(5) 確定申告により納付すべき消費税額(以下「納付税額」という。)又は還付を受けるべき消費税額(以下「還付税額」という。)の計算に当たって、消費税法の規定に基づき適用される計算方法が2以上ある事項については、それぞれの計算方法による計算結果を示し、納付税額が最も少なくなる又は還付税額が最も多くなる方法を採用するものとする。

●全国統一公開模擬試験(第二問)

【仕入れに係る消費税額の計算方法の判定】

判定結果	☐ 全額控除	☐ 個別対応方式又は一括比例配分方式
	いずれかに✓を付すこと	

●第1回直前予想模擬試験(第二問)

- (5) 「他勘定振替高」は、下記⑩⑪に係るものである。
⑩ 「交際費」の内訳は、次のとおりである。
① 取引先等に、乙社が販売しているコーヒー豆を、中元・歳暮用に贈答したもの 254,000円
なお、仕入れた際に交付を受けた適格請求書に記載された消費税額等は18,814円である。

●第2回直前予想模擬試験(第二問)

- ② 甲社の電化製品について、国外の事業者へ依頼したインターネット広告費用 1,312,000円

●全国統一公開模擬試験(第二問)

- B 外国法人(適格請求書発行事業者に該当しない。)からインターネットを介して購入した社内環境のデジタル化に関する電子書籍の購入費用 15,000円

●第1回実力判定公開模擬試験(第二問)

- (注) 1 事業全般において使用している。
2 車両の購入に係るもの380,000円と支払手数料に係るもの26円の合計額である。
3 使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」という。)に係るシュレッダーダスト料金、エアバック類料金、フロン類料金及び情報管理料金である。
4 自動車リサイクル法に係る資金管理料金である。
②④ 「支払手数料」の内訳は、次のとおりである。
④ 上記⑨⑩⑪④の資金管理料金 264円(仮払消費税等26円)



本試験問題	
●第二問　－酒類の購入－ イ 「当期材料仕入高」には、ワインなどの酒類の購入代金13,680,492円が含まれており、それ以外は飲食料品の仕入れである。 イ) 材料代 57,996,973円 上記金額には、ワインなどの酒類の購入代金4,699,546円が含まれている。それ以外は飲食料品の購入代金である。	
●第二問　－受取利息配当金の内訳－ タ 「受取利息配当金」は、国内金融機関からの預金利息9,786円、国内信託会社からの公社債投資信託の収益分配金765,474円及び内国法人からの株式配当金1,037,200円の合計額である。	
●第二問　－土地の使用料－ ハ) 土地の使用料 6,000,000円 商業施設経営事業者に対して更地を貸し付けたことによる収入であり、借主である商業施設経営事業者がアスファルト舗装をして駐車場として利用している。	
●第二問　－通信費－ リ 「通信費」には、国際通信分125,500円が含まれており、これ以外は全額課税仕入れに該当する。	
●第二問　－マンション及び土地の譲渡－ ロ マンションA及びマンションAの存する土地は令和6年2月1日に700,000,000円で購入したものである。当該取得に係る不動産売買契約書においては、土地代金280,000,000円、建物代金420,000,000円と記載されている(いずれも合理的な基準に基づき算定された金額である。)。また、当該取得に伴い、売主に対して、マンションA及びマンションAの存する土地に課された固定資産税の未経過分に相当する金額(建物部分330,233円、土地部分82,550円)を支払っており、当該金額と当該取得に係る仲介手数料23,166,000円(建物部分13,899,600円、土地部分9,266,400円)を取得価額に加算している。	

大原予想問題	
●第1回直前予想模擬試験(第二問) (1) 「材料仕入高」の内訳は、次のとおりである。 ① 洋菓子の製造に使用する洋酒に係るもの 1,438,700円(消費税額等130,780円)	
●第2回直前予想模擬試験(第二問) (17) 「受取利息配当金」の内訳は、次のとおりである。 ① 国内銀行の預金利息 82,533円 ③ 内国法人の株式配当金 52,000円	
●第1回直前対策模擬試験(第二問) ② 修理車両置き場として賃借している土地の賃借料 4,000,000円 甲社は当該賃借した土地にアスファルト舗装及びフェンスを設置したうえで利用している。	
●第2回直前予想模擬試験(第二問) (11) 「通信費」には、国際電話料金438,000円が含まれているが、残額はすべて共通課税仕入れに該当する。	
●第2回実力判定公開模擬試験(第二問) (2) 居住用マンションは、前課税期間において締結した契約に基づき取得したもので、取得後は居住用として賃貸していたが、令和7年12月1日に51,000,000円(建物部分31,000,000円、土地部分20,000,000円)で売却した。 なお、居住用として貸し付けた期間(令和7年2月1日から令和7年11月30日)の賃料の合計額は、4,320,000円である。 上記の居住用マンションの売却に係る金額及び居住用として貸し付けた期間の賃貸料は、資料1の資産の譲渡等の金額に含まれている。	

酒 税 法



本試験問題

●第一問 酒類の製造免許を要しない場合

(5) 酒税法第7条第1項において、酒類を製造しようとする者は、製造免許を受けなければならないとされているが、製造免許を要しない場合も規定されている。この製造免許を要しない場合及びその趣旨について、述べなさい。

●第一問 みなし製造が適用されない場合

(2) 酒税法第43条において、酒類と水以外の物品を混和する場合の「みなし製造」が規定されている。同条第10項及び第11項において規定されている、「みなし製造」が適用されないこととされている場合について、述べなさい。

●第一問 酒税額の控除

酒税法第30条第1項及び第3項に規定する酒税額の控除について、その取扱い及び趣旨を述べなさい。

●第二問 発泡酒(ビール+麦スピリッツ)

麦芽100kg、麦50kg、ホップ10kg及び水を原料に発酵させた酒類(アルコール分5.0度、エキス分3.0度)に、大麦を原料の一部としたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分90.0度)して水を加えた酒類(アルコール分40.0度、エキス分0.0度)を加えた発泡性を有する酒類(アルコール分6.0度、エキス分2.0度)

●第二問 清酒かす及び他の物品を加えてこした酒類

米200kg、米こうじ100kg(こうじ米の重量95kg)、清酒かす40kg、ぶどう糖10kg及び水を原料に発酵させてこした酒類(アルコール分15.0度、エキス分4.0度)に、清酒かす20kg、ぶどう糖5kg及び水を加えてこした発泡性を有しない酒類(アルコール分12.0度、エキス分4.8度)

●第二問 果実酒にブランデーを加えて発酵させた酒類

ぶどう160kg(含有する糖類の重量32kg)、ぶどう糖10kg及び水を原料に発酵させた酒類250ℓ(アルコール分10.0度、エキス分5.0度)に、ブランデー5ℓ(アルコール分40.0度、エキス分0.0度)及びぶどう糖40kgを加えて発酵させた発泡性を有しない酒類255ℓ(アルコール分14.0度、エキス分4.0度、重量換算240kg)

●第二問 炭酸ガスと同時に水あめを混和した酒類

米160kg、米こうじ100kg(こうじ米の重量95kg)、清酒かす10kg、有機酸5kg、原料用アルコール40ℓ(アルコール分50.0度、エキス分0.0度)及び水を原料として発酵させてこした酒類(アルコール分10.0度、エキス分5.0度)に、炭酸ガスを混和すると同時に水あめ5kgを混和した発泡性を有する酒類(アルコール分10.0度、エキス分6.0度)

●第二問 着色料(食用黄色五号)のみを加えた酒類

麦440kg、麦こうじ130kg及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分80.0度)して水を加えた酒類(アルコール分40.0度、エキス分0.0度)に、着色料0.2kg(食品衛生法施行規則に定める食用黄色五号)及び水を加えた発泡性を有しない酒類(アルコール分35.0度、エキス分0.0度)

●第二問 ウイスキーにスピリッツを加えた酒類

麦芽1,000kg及び水を原料として糖化させて発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分50.0度)した酒類150ℓ(アルコール分50.0度、エキス分0.0度)に、スピリッツ500ℓ(アルコール分50.0度)を加えた発泡性を有しない酒類650ℓ(アルコール分50.0度、エキス分0.0度)

●第二問 外国人旅行者への販売

9 商品Bについては、「上記6」の令和7年8月中の移出数量の内訳に、令和7年8月11日に国内で外国人旅行者に対して販売した酒類80本(容器の容量350ml)が含まれている。

●第二問 もろみの試飲

10 商品Dについては、「上記6」のほか、米、米こうじ、清酒かす、ぶどう糖及び水を原料に発酵させた状態のもろみIを製造工程の不備の有無を確認する目的で、令和7年8月12日に100mlを試飲した。

●第二問 従業員の過失による減失

11 商品Eについては、「上記6」のほか、令和7年8月20日に従業員の過失により、製造場内のタンクが破損し、200ℓが減失した。なお、所轄税務署長にその旨の届出を提出している。

●第二問 輸出商談会への持ち出しと持ち帰り

14 商品Hについては、「上記6」のほか、令和7年8月22日に国内で行われた輸出商談会において外国人のバイヤーに試飲させる目的で、同日、製造場から20本(容器の容量200ml)を持ち出した。
なお、当該輸出商談会において、5本は日本人の商談会関係者が飲用し、10本は外国人のバイヤーが飲用し、残りの5本については、令和7年8月23日に製造場に持ち帰った。

大原予想問題

●第1回実力判定公開模擬試験(第一問)

1 酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならないが、免許を要さない場合がある。免許を要さない場合を述べるとともに、この規定が設けられている趣旨についても述べなさい。

●第2回直前対策模擬試験(第一問)

酒税法では、酒類の消費者が、酒類に他の物品を混和した場合において、混和後のものが酒類であっても、新たに酒類を製造したものとみなさない場合が規定されている。この取扱いについて述べなさい。

●全国統一公開模擬試験(第一問)

(1) この場合において、B製造場における酒税法第30条(戻入れの場合の酒税額の控除等)の適用関係について説明しなさい。
(3) 酒税法第30条において、酒類が酒類の製造場に移入される等した場合の税額控除が規定されている趣旨及び税額控除を受けるために必要な手続について説明しなさい。

●第2回直前対策模擬試験(第二問)

麦芽1,000kg、ホップ50kg、麦450kg、カラメル50kg及び水を原料として発酵させて、しらかばの炭でこした発泡性を有する酒類(アルコール分4.5度、エキス分4.0度)に、小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したスピリッツ(アルコール分30.0度、エキス分0.5度)を加えた発泡性を有する酒類(アルコール分9.0度、エキス分2.5度)

●第2回直前予想模擬試験(第二問)

米300kg、米こうじ200kg(こうじ米190kg)、清酒かす100kg、水あめ300kg(含有水分20%)、有機酸5kg、酵素液5kg(原料とした米の重量50kg)及び水を原料として発酵させ、その液状部分とかず部分を分離した液状部分の酒類(アルコール分12.0度、エキス分5.0度)に、米5kg及び清酒かす10kgを加えてこした酒類(アルコール分12.0度、エキス分6.0度)に、さらに炭酸水を加えた発泡性を有する酒類(アルコール分11.0度、エキス分5.0度)

●第1回直前予想模擬試験(第二問)

りんご果汁750ℓ(糖度・見込値は20%)、砂糖100kg及び水を原料として発酵させた酒類(アルコール分14.0度、エキス分4.0度)500ℓ及びブランデー(アルコール分35.0度、エキス分0.1度)40ℓを原料として発酵させた酒類に、さらに炭酸水20ℓを加えた酒類(アルコール分15.0度、エキス分5.0度)

●第1回直前対策模擬試験(第二問)

米1,000kg、米こうじ500kg(こうじ米の重量420kg)、単式蒸留焼酎625ℓ(アルコール分40度)、有機酸20kg及び水を原料として発酵させてこした酒類(アルコール分16度、エキス分6.5度)に、炭酸水と同時に水あめ20kg及びくえん酸10kgを加えた発泡性を有する酒類(アルコール分10度、エキス分7.5度)

●第2回直前予想模擬試験(第二問)

他の酒類製造者から未納税移入した酒類(連続式蒸留焼酎に着色料(食用黄色5号))を加えた酒類(アルコール分25.0度、エキス分0.0度)

●第1回直前対策模擬試験(第二問)

糖化液(麦芽を原料として糖化させたもの)及び水によってとうもろこしを糖化させて発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留した酒類100ℓ(アルコール分45度、エキス分0度)に、他の酒類製造者の製造場から未納税移入した原料用アルコール700ℓ(アルコール分60度、エキス分0度)を加えた酒類(アルコール分58.1度、エキス分0度)

●全国統一公開模擬試験(第二問)

11 商品Fについては、「上記6」の令和7年8月中の移出数量の内訳に、令和7年8月16日に輸出酒類販売場において、外国人旅行者に対して、消費税及び酒税を免除して販売した2ケース(1ケース当たり10本入りで容器の容量350ml)が含まれている。

●第2回直前予想模擬試験(第二問)

14 甲株式会社の代表者は、製造工程の不備の有無を確認する目的で、令和7年8月28日にもろみを試料Zとして製造場内で10ℓ試飲した。

●全国統一公開模擬試験(第二問)

12 商品Gについては、「上記6」のほか、従業員の過失により、令和7年8月23日に製造場内の貯蔵タンクから流出し330mlが減失した。

●第1回直前予想模擬試験(第二問)

13 商品Fについては、令和7年8月25日に東京で行われた輸出商談会において外国人のバイヤーに試飲させる目的で、同日、東京製造場から10本(容器の容量360ml)を持ち出した。
なお、当該輸出商談会において、8本は外国人のバイヤーが飲用し、残りの2本は、令和7年9月1日に東京製造場に持ち帰った。



本試験問題

●第一問

問3 (20点)

次の【資料】に基づき、内国法人であるP社(資本金10,000,000円。年1回3月末決算法人。設立以来毎期継続して青色申告書を提出。)の当期(令和7年4月1日～令和8年3月31日)の課税所得の算出における未処理欠損金及び資産の譲渡損失に係る課税上の取扱いについて、その法的な理由も含めて答えなさい。

【資料】

- P社は、令和3年4月1日に設立された法人であり、P社株式は、同日から継続して個人甲が100%保有している。
- 内国法人であるS社(年1回3月末決算法人。設立以来毎期継続して青色申告書を提出。)は、個人乙(個人甲との間に親族関係はない。)の全額出資により令和元年7月1日に設立されたが、個人乙が令和3年7月1日にその保有するS社株式の全部をP社に譲渡したことにより、S社株式は、同日から継続してP社が100%保有することとなった。なお、令和3年3月31日時点でS社の保有する資産又は負債について時価評価は行われていない。
- P社は、令和7年4月1日を効力発生日として、S社を被合併法人とする合併を行うこととした。なお、当該合併に際して、合併対価の交付は行われていない。当該合併の直前においてP社とS社の事業規模には大きな開きがあり、また、当該合併を機にS社の役員はいずれも退任することから、共同で事業を行うための合併には該当しない。
- S社の設立第1期(令和元年7月1日～令和2年3月31日)は欠損であり、その後のS社の各事業年度の所得金額の計算において控除できていない当該設立第1期の未処理欠損金額が100,000,000円ある。なお、P社は、設立以来、有所得である。

●第二問

【資料6】 中小企業向け賃上げ促進税制に関する資料

- 使用人は全て国内の事業所に勤務する雇用者であり、使用人給与及び使用人賞与は全て賃金台帳に記載されている。
- 当期の雇用安定助成金額は950,000円(前期は450,000円)であり、キャリアアップ助成金(給与等を補填するもの)は2,700,000円であった。
- 当期における教育訓練費の損金算入額は3,500,000円(前期は3,000,000円)であり、これらの金額は、全てその他の使用人に対するものである。
- 当社は、当期において次世代育成支援対策推進法第13条の認定(くるみん認定)を受けている。
- 比較雇用者給与等支給額(雇用安定助成金控除前)は、400,000,000円である。
- 当社の当期の調整前法人税額(別表一 各事業年度の所得に係る申告書の(2)の欄の金額)は、10,641,472円である。

●第二問

【資料2】 災害に関する資料

- 当社は、令和6年5月の火災により次の資産が滅失したものの、前期中にこれらの損失に係る保険金額が確定しなかったため、次の資産の被災直前の帳簿価額を災害未決算として、他に要することとなった減失経費とともに仮払経理した。当期に次の保険金額が確定し、支払を受けたため、当該保険金額を収益計上するとともに、災害未決算を全額取り崩して損金経理した。

減失資産	被災直前帳簿価額	保険金額	備考
建物A	28,600,000円	50,000,000円	食品加工用の工場で金属造の建物に該当する。
機械装置B	12,986,000円	25,000,000円	食料品製造業用設備に該当する。

大原予想問題

●全国統一公開模擬試験(第一問) 問1

【資料】

- 内国法人である甲株式会社(年1回3月末決算法人であり、設立以来青色の確定申告書を提出している。以下「甲社」という。)の資本金の額は95,000,000円であり、株主はすべて個人株主である。
- 甲社のグループ企業には、内国法人である乙株式会社(甲社の100%子会社であり、平成20年4月1日に甲社によって設立された法人である。以下「乙社」という。)及び内国法人である丙株式会社(甲社が令和3年6月1日に初めて丙社株式を60%取得し、その後令和5年5月31日に40%を追加取得しているため、当期(令和7年4月1日～令和8年3月31日)首現在においては甲社の100%子会社である。以下「丙社」という。)がある。なお、乙社及び丙社は資本金の額50,000,000円の年1回3月末決算法人であり、設立以来青色の確定申告書を提出している。
- 甲社は業績不振にある乙社の経営基盤を強化するため、前期首の段階で乙社を被合併法人、丙社を合併法人とする合併(無対価合併であり、適格合併に該当する。)の方針を立てていたが、実際には当期の10月1日(合併期日)に合併を行っている。なお、当該合併は法人税法施行令第112条第3項に規定する要件(みなし共同事業要件)を満たすものではない。
- 乙社及び丙社の所得金額(欠損金額の場合は金額の前に「△」を表示)は次のとおりである。

乙社の所得金額(△欠損金額)	
令和7年9月期	△ 3,000,000円
令和7年3月期	△ 6,500,000円
令和6年3月期	△ 6,000,000円
令和5年3月期	△ 5,400,000円
令和4年3月期	△ 5,000,000円
令和3年3月期	△ 4,900,000円
令和2年3月期	△ 4,500,000円
平成31年3月期	△ 4,000,000円

丙社の所得金額(△欠損金額)	
令和8年3月期	235,000,000円
令和7年3月期	87,000,000円
令和6年3月期	△ 9,000,000円
令和5年3月期	△ 2,500,000円
令和4年3月期	6,000,000円
令和3年3月期	△ 1,000,000円
令和2年3月期	△ 3,800,000円
平成31年3月期	△ 1,200,000円

(注1) いずれの法人も法人税法第80条に規定する欠損金の繰戻しによる還付の適用を選択したことはない。

●第1回直前予想模擬試験(第二問) 問1

【資料6】 税額計算に関する事項

- 当期において損金経理により支給した給与等の額(賃金台帳に記載された賃金給与等の支給額のうち使用人分として支給した金額である。)は2,600,123,000円であり、このうちに次の金額が含まれている。
 - 代表取締役甲氏の長男に対する給与 5,120,000円(相当額は4,320,000円である。)
 - 定年を迎え、当期から高齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となった乙氏に対する給与 4,000,000円
 - 当期において新たに採用された者に対する給与 32,000,000円
 - 短時間労働者の社会保険加入に伴い、社会保険料の負担を軽減するために支給した社会保険料適用促進手当(所得税法第28条第1項に規定する給与等に該当する。) 4,800,000円
- 前期において損金経理により支給した給与等の額(賃金台帳に記載された賃金給与等の支給額のうち使用人分として支給した金額である。)は2,450,789,000円であり、このうちに次の金額が含まれている。
 - 上記(1)①の甲氏の長男に対する給与 5,000,000円(相当額は4,200,000円である。)
 - 上記(1)②の乙氏に対する給与 7,500,000円
- 給与等の支給に充てるために交付を受けた雇用安定助成金額は下記の通りである。
 - 上記(1)に対する雇用安定助成金額 3,200,000円
 - 上記(2)に対する雇用安定助成金額 4,000,000円
- 研修に関連して支出した費用は下記の通りである。
 - 当期において損金経理により支出した教育訓練費の額 12,000,000円
 - 前期において損金経理により支出した教育訓練費の額 10,900,000円
- 当社は当期において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づけるほし認定(3段階目)を取得している。

●第2回直前予想模擬試験(第二問) 【資料】9. 当社保有の減価償却資産に関する事項

(注2) 倉庫として使用していた建物については、当該地震に伴い発生した火災により全焼した。焼失直前の帳簿価額は9,800,000円であり、焼跡の整理費用500,000円を支払っている。(倉庫については、繰越償却超過額193,750円がある。)

当該倉庫に対して、保険契約を締結しており保険金の支払い請求をしていたが、保険金の支払いが確定しなかったため、前期末時点において火災未決算として下記の処理を行っている。

(火災未決算)	10,300,000	(建物)	9,800,000
		(現金預金)	500,000



本試験問題

●第二問

【資料4】 租税公課等に関する資料

- (1) 前期の決算は赤字であったため、前期の確定申告において住民税の納付見込額52,500円を未払法人税等として費用計上し、当期に同額を納付して当該未払法人税等を全額取り崩した。
- (2) 当期中に還付された所得税額等824,865円については、雑収入として収益計上した。
- (3) 前期の中間申告により納付し、仮払金経理した法人税、地方法人税、住民税及び事業税のうち、還付見込額7,924,500円については、前期の決算において未収法人税等に振り替えた。当期において同額が入金され、当該未収法人税等を全額消却した。内訳は、法人税及び地方法人税5,101,900円、住民税430,900円、事業税2,391,700円である。なお、当該還付にかかる還付加算金については適正に処理している。
- (4) 前期の確定申告書の提出と同時に提出した欠損金の繰戻しによる還付請求書に基づき、当期において法人税及び地方法人税1,282,499円が還付され、雑収入として収益計上した。
- (5) 当期の確定申告により納付することとなる法人税、地方法人税、住民税及び事業税の納付見込額13,736,700円については、未払法人税等として費用計上した。

●第二問

【資料5】 株主・役員・給与に関する資料

- (1) 当社の当期における株主、役員及び役員と特殊関係にある使用人並びにそれらの株式保有数は次のとおりである。

氏名	役職名	続柄	株式保有数
I氏	代表取締役社長	—	4,000株
J氏	常務取締役	—	3,000株
K氏	取締役経理部長	I氏の配偶者	500株
L氏	取締役工場長	J氏の長男	500株
M氏	監査役	I氏の友人	2,000株
N氏	アルバイト	I氏の長男	—
合計	—	—	10,000株

- (2) 当社が当期の給与として損金経理した金額は、次のとおりである。

氏名	役員定期給与	役員賞与	使用人給与	使用人賞与
I氏	18,000,000円	5,000,000円	—	—
J氏	15,600,000円	3,500,000円	—	—
K氏	8,400,000円	—	6,000,000円	2,000,000円
L氏	3,960,000円	—	7,200,000円	2,500,000円
M氏	2,760,000円	—	—	—
N氏	—	—	2,520,000円	—
その他の使用人	—	—	361,600,000円	63,000,000円

●第二問

【資料3】 交換に関する資料

- (1) 当社は、新製品の製造ラインを拡大するため、令和7年6月に甲社の有する土地E及びその上に存する建物F(次の表の交換取得資産)と、当社の有する土地G、その上に存する建物H及び交換差金となる現金(次の表の交換譲渡資産)を交換した。
- なお、これらの資産はいずれも当社及び甲社において1年以上有していたものであり、交換のために取得したのではない。

種類	交換取得資産		交換譲渡資産		
	土地E	建物F	土地G	建物H	現金
交換時の時価	68,800,000円	15,200,000円	65,000,000円	16,000,000円	3,000,000円
交換直前帳簿価額	73,000,000円	9,425,335円	32,000,000円	9,000,000円	

●第二問

【資料5】

- (4) 役員賞与について、法定期限内に提出した事前確定届出給与に関する届出書に記載された者はI氏及びJ氏のみであり、そこに記載された届出額と実際の支給額は次のとおりである。

支給日	I氏		J氏	
	届出額	支給額	届出額	支給額
令和7年8月15日	2,000,000円	2,000,000円	1,500,000円	1,500,000円
令和7年11月8日	3,000,000円	3,000,000円	1,500,000円	2,000,000円

大原予想問題

●第3回直前対策模擬試験(第二問) 問1(1)

【資料1】

甲社は前期(令和6年4月1日～令和7年3月31日)に係る確定申告と同時に、欠損金の繰戻しによる還付請求書を所轄税務署長に適正に提出しており、当期において欠損金の繰戻しによる還付金額及び前期に係る還付税金を収受している。なお、欠損金の繰戻しによる還付金額等に関する資料は次のとおりである。

- ① 前々期(令和5年4月1日～令和6年3月31日)の所得金額及び法人税額

(4) 所得金額

区 分	金 額	備考
所得金額	5,000,000円	(注1)
既に欠損金の繰戻しを行った金額	0円	(注2)

(注1) 申告書別表一に記載した「所得金額」である。

(注2) 当該欠損金の繰戻しによる還付以外に還付請求をした事実はない。

(ロ) 法人税額

区 分	金 額	備考
使途秘匿金額に対する税額	400,000円	(注1)
控除税額	102,100円	(注2)
納付の確定した法人税額	1,047,900円	(注3)
既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	0円	(注4)

(注1) 租税特別措置法第62条《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》第1項により加算された金額である。

(注2) 法人税額から控除された所得税額である。

(注3) 申告書別表一に記載した「差引所得に対する法人税額」である。

(注4) 当該欠損金の繰戻しによる還付以外に還付請求をした事実はない。

●第3回直前対策模擬試験(第二問)

【資料3】

- ① 甲社株主

氏名又は名称	役 職 等	所有株式割合
甲社	—	10%
乙社	—	50%
A	代表取締役	5%
B	甲社会長	4%
C	取締役営業部長	3%
その他の株主	—	28%
合 計		100%

(注1) Bは、常時役員会に出席し、事実上会社の経営に従事している。

(注2) Cは、職制上使用人としての地位を有し、常時使用人としての職務に従事している。

(注3) その他の株主は、いずれの割合も1%に満たない少数株主であり、上記株主と特殊関係にある者は存在しない。

(注4) 各株主の所有株式割合は、当期を通じて変動はない。

- ② 役員等に対する給与の支給額

氏名	役職等	給与の支給額		
		報酬又は給料	賞 与	合計額
A	代表取締役	12,400,000円	0円	12,400,000円
B	甲社会長	11,200,000円	0円	11,200,000円
C	取締役営業部長	7,200,000円	1,200,000円	8,400,000円
D	専務取締役	9,800,000円	0円	9,800,000円
E	監査役	1,200,000円	0円	1,200,000円
F	工場長	4,200,000円	1,050,000円	5,250,000円
合 計		46,000,000円	2,250,000円	48,250,000円

(注) Cに対する報酬又は給料のうち4,800,000円及び賞与1,200,000円は、使用人給与として支給したものである。いずれも、他の使用人と同様の基準に基づくものであり、同一時期に支給している。

●第2回ブレ模擬試験(第二問) 【資料2】

- (6) 交換取引について

甲社は、当期の6月において倉庫用建物の敷地の用に供していたI土地(時価68,000,000円及び譲渡直前帳簿価額31,500,000円)と、Z社の有する事務所用建物の敷地の用に供していたJ土地(時価68,000,000円)の交換取引を行い、次の処理を行っている。

(J 土 地)	68,000,000円	(I 土 地)	31,500,000円
(交 換 差 益)	36,500,000円		
(譲 渡 経 費)	3,200,000円	(現 金 預 金)	3,200,000円
(庄 縮 損)	36,500,000円	(J 土 地)	36,500,000円

I土地及びJ土地ともに、両社において1年以上前から所有していたものであり、交換のために取得したと認められるのではない。

●第4回実力判定公開模擬試験(第二問)

【資料1】

- (1) 内訳は下記のとおりであり、監査役Eを除き経営に従事している。

役 職	役員報酬	役員賞与(6月分)		役員賞与(12月分)	
		前期届出額	支 給 額	当期届出額	支 給 額
代表取締役A	45,300,000円	7,550,000円	7,550,000円	9,437,500円	9,600,000円
常務取締役B	32,400,000円	5,400,000円	5,400,000円	6,750,000円	6,750,000円
取締役C	25,800,000円	4,300,000円	4,300,000円	5,375,000円	5,375,000円
相談役D	18,300,000円	3,050,000円	3,050,000円	3,812,500円	3,812,500円
監査役E	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	—	—
	10,000,000円	—	—	1,500,000円	1,500,000円

(注) 監査役Eの金額は、上段は取締役としての職務に係るもの、下段は監査役としての職務に係るものである。

本試験問題

●第二問

【資料 2】

- (3) 前期において建設又は取得し、事業の用に供した代替資産及び当該代替資産につき当期において損金経理した減価償却費等については、次のとおりである。

代替資産	取得価額	期首帳簿価額	当期償却額	期末帳簿価額	法定耐用年数
建物 C	60,000,000円	59,470,000円	3,180,000円	56,290,000円	19年
機械装置 D	42,000,000円	41,415,500円	7,000,000円	34,415,500円	12年

- (5) 機械装置 D(倉庫業用設備に該当)は、令和 7 年 3 月に事業の用に供された労働環境の改善に資する無人配送機器であり、租税特別措置法第 42 条の 6 第 1 項に規定する特定機械装置等に該当する。当社は、同項の規定の適用に代えて同法第 52 条の 3 に規定する特別償却準備金として 13,000,000 円(積立限度超過額 400,000 円を含む。)を前期の決算において損金経理の方法により積み立てており、当期末において同額が計上されたままである。なお、機械装置 B とは設備の種類が異なり、類似するものではない。

大原予想問題



●総まとめ問題集 問題 45

- (3) 当社の当期における減価償却資産の償却状況等は次のとおりである。

なお、当社は翌期以降において代替資産を取得又は改良する見込みはない。

種 類	取 得 価 額 (圧縮損控除前)	減 価 償 却 費 (損金経理)	期 末 帳 簿 価 額	法 定 耐用年数	備 考
工場用建物 C	42,000,000円	1,638,000円	21,362,000円	24年	(注 1)
機 械 装 置 D	1,500,000円	309,000円	1,191,000円	10年	(注 2)
機 械 装 置 E	1,000,000円	226,000円	774,000円	9 年	(注 3)

- (注 3) 機械装置 E は、当期の 9 月 18 日において受取保険金 2,000,000 円のうち 500,000 円に自己資金を加え取得し、直ちに事業の用に供しているが、機械装置 B と設備の種類区分が同一でなく、かつ、類似するものではない。

なお、機械装置 E については、当期の確定した決算において機械装置 E 圧縮積立金 370,000 円を積立てている。



本試験問題

●第二問 問2 区分所有財産

③ 令和6年(2024年)1月25日に、Xが区分所有している居住用の分譲マンション(以下「I」という。)の1室(以下「J」という。)に係る区分所有権及び敷地利用権の贈与を受けた。評価に当たり必要な事項は、次のとおりである。

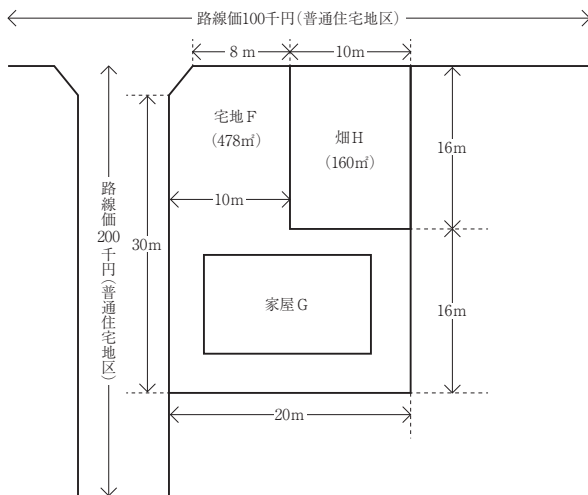
- イ 令和6年度のJの固定資産税評価額 13,000,000円
ロ 築年数 23年
ハ 総階数 14階(地階はない。)
ニ 所在階 10階
ホ 専有部分の面積 114.40㎡
ヘ 同日におけるIの敷地全体の自用地評価額 668,000,000円
ト Iの敷地全体の面積 574.24㎡
チ Jに係る敷地権の割合 282,000分の11,280

●第一問

次の[設例]に基づき、以下の[問]に答えなさい。
[設例]

被相続人甲は、令和7年5月2日に死亡した。相続人は、配偶者A、子B及び子Cの3人であり、相続人は全員同日中にその事実を知った。被相続人甲の財産は、被相続人甲、配偶者A及び子Bの居住の用に供されていた家屋(相続開始時の時価1億円。床面積200㎡)及びその敷地(相続開始時の時価3億円。地積300㎡)並びに更地(相続開始時の時価2億円。地積200㎡)であった。なお、相続税の申告期限までに遺産分割の協議が成立する見込みはない。

●第二問 問1 宅地F及び畑H

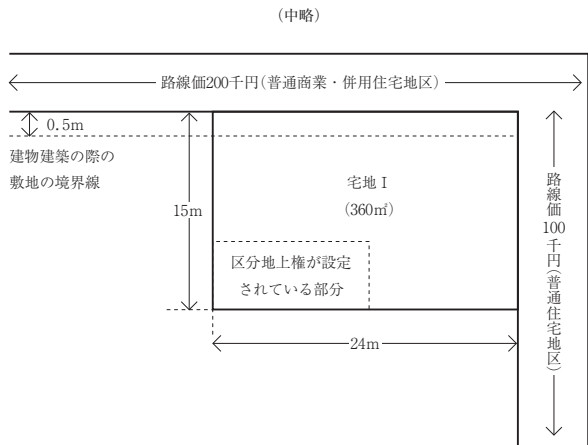


●第二問 問1 葬式費用

- 5 被相続人甲の葬式及びその前後に要した費用は、次のとおりであり、それぞれ次に掲げる者が負担した。
- | | | |
|-------------------|------------|------|
| (1) 死亡診断書発行に係る費用 | 10,000円 | 配偶者乙 |
| (2) 通夜及び告別式の費用のうち | 1,956,000円 | 配偶者乙 |

●第二問 問1 宅地I

宅地Iは、三大都市圏にある路線価200千円(普通商業・併用住宅地区)に所在し、その地形等は次のとおりである。
宅地Iは、アスファルト舗装をして令和元年から被相続人甲の営む月極貸駐車場の敷地の用に供しており、配偶者乙は、相続開始後に駐車場業を引き継ぎ、相続税の申告期限まで引き続き所有し、その用に供している。



大原予想問題

●全国統一公開模擬試験(第二問) 問2 Y宅地及びY家屋

1 Y宅地及びY家屋

この宅地及び家屋(区分所有財産に該当する。)は、相続開始の直前において被相続人丙が居住の用に供していたものであり、その評価に必要な資料は次のとおりである。

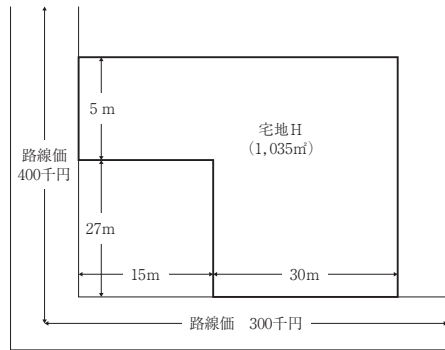
- (1) Y宅地
① 宅地全体の自用地としての評価額…15,588,468,000円
② 敷地権の割合…100,000,000分の85,064
③ 敷地全体の地積…8,660.26㎡
(2) Y家屋
① 専有部分の固定資産税評価額…8,766,000円
② 築年数…20年
③ 構造…鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根地下2階付き46階建
④ 種類…居宅
⑤ 専有部分の所在階…31階
⑥ 専有部分の面積…55.93㎡

●第1回直前対策模擬試験(第一問) 問1

次の[設例]に基づき、以下の(1)から(3)までの問に答えなさい。
[設例]

被相続人甲は、令和7年8月1日に死亡した。相続人は、配偶者乙、長男、次男の3人であり、被相続人甲の死亡事実は死亡日において知った。相続税の申告期限までに遺産分割協議が調わなかったことから、相続人は相続税法第55条(未分割遺産に対する課税)の規定に基づき相続税の期限内申告を共同で行った。

●第2回直前予想模擬試験(第二問) 宅地H

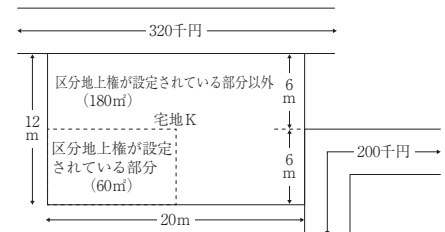


●第1回直前予想模擬試験(第二問) 葬式費用

- 6 被相続人甲の葬儀等に要した費用は次のとおりであり、(1)及び(2)は妻B'及び養子Cが均等に負担した。
- | | |
|------------------|------------|
| (1) 死亡診断書発行に係る費用 | 10,000円 |
| (2) 葬儀社に対する費用 | 1,800,000円 |

●第2回ブレ模擬試験(第二問) 宅地K

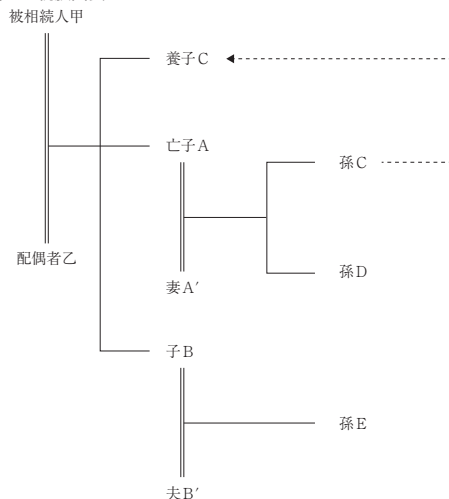
宅地Kは、アスファルト舗装(再建築価額は3,500,000円、償却費の額の合計額は600,000円である。)をして平成13年から継続して月極貸駐車場の用に供していた。この宅地K及びアスファルト舗装Lを取得した子Bは、被相続人甲の相続税の申告期限においても、従前と同様の用に供していたが、令和8年5月に宅地K及びアスファルト舗装Lを不動産会社に売却している。





本試験問題

●第二問 問1 親族図表



●第二問 問1 J社株式

へ 課税時期におけるJ社の資産及び負債の額は次のとおりである。

	(帳簿価額)	(相続税評価額)
資産の額	100,850,000円	150,750,000円
負債の額	24,250,000円	24,250,000円

●第二問 問1 生命保険契約

6 被相続人甲に関する生命保険契約は、次のとおりである。生命保険契約は、いずれも日本国内に本店のある生命保険会社との契約である。

(中略)

区分	L生命保険契約	M生命保険契約	N生命保険契約
保険契約者	被相続人甲	被相続人甲	被相続人甲
被保険者	被相続人甲	子B	被相続人甲
保険料負担者	被相続人甲 1/2 亡子A 1/2	被相続人甲	被相続人甲
保険金受取人	孫D	孫E	養子C
保険金額	20,000,000円	10,000,000円	年1,000,000円
支払済保険料	18,000,000円	9,000,000円	8,800,000円

●第二問 問2 Fゴルフクラブ会員権

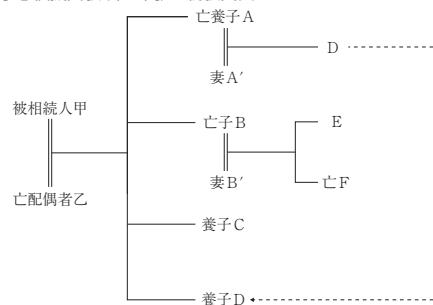
② 令和7年(2025年)2月20日に、XからFゴルフクラブ(以下「F」という。)の会員権(以下「F会員権」という。)1口の贈与を受けた。

Fの会員は、株主であり、かつ、預託金を預託しなければならない。F会員権については取引相場があり、Fの規約によれば、預託金は令和7年2月20日から3年2ヵ月後に返還を受けることができることとされている。評価に当たり参考となる事項は、次のとおりである。なお、取引価格には預託金の額が含まれていない。

イ F会員権の預託金	10,000,000円
ロ 令和7年2月20日におけるF会員権の通常の取引価格	25,000,000円

大原予想問題

●第1回直前予想模擬試験(第二問) 親族図表



●第1回直前予想模擬試験(第二問) M社株式

① 課税時期におけるM社の資産及び負債の金額は以下のとおりである。

	相続税評価額	帳簿価額
資産の部(合計額)	176,000,000円	167,000,000円
負債の部(合計額)	50,000,000円	50,000,000円

●第1回直前対策模擬試験(第二問) 生命保険契約

(2) 被相続人甲に関する生命保険契約は、次の表のとおりである。

区分	M生命保険	N生命保険	O生命保険
保険契約者	配偶者乙	被相続人甲	被相続人甲
被保険者	配偶者乙	被相続人甲	被相続人甲
保険料負担者及び負担割合	被相続人甲 全額	被相続人甲 全額	被相続人甲 1/2 配偶者乙 1/2
保険金受取人	配偶者乙	孫G	孫F
保険金額	30,000,000円	9,000,000円	40,000,000円
払込保険料	12,000,000円	4,000,000円	15,000,000円
備考	(注)1	—	(注)2

●第1回実力判定公開模擬試験(第二問) ゴルフ会員権

(9) 「ゴルフ会員権(1口)は、Cへ遺贈する。」

このゴルフ会員権は、預託金等を預託しなければ会員となれない会員権で取引相場があり、課税時期における通常の取引価格は2,700,000円である。

なお、このゴルフ会員権の取得に際し、預託金2,000,000円を支払っているが、この預託金については、上記の取引金額に含まれていない。

また、このゴルフクラブの規約によれば、課税時期から6年2月経過後に全額返還を受けることができることになっている。



本試験問題

●第一問

問2 (20点)

業務を行う居住者の記帳義務、帳簿書類の保存義務及び当該居住者が申告書に添付すべき書類に関して、当該居住者が青色申告者とそれ以外の者の場合についてそれぞれ説明しなさい。

(注) 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定について説明する必要はない。

●第二問

8 次の減価償却資産に係る減価償却費は損益計算書には計上されていない。なお、減価償却資産の償却方法は選択しておらず、アパートは取得と同時に事業の用に供されている。

資産	取得年月	取得価額	法定耐用年数	備考
アパート	平成21年3月	50,000,000円	27年(金属造の住宅)	—
貸家	平成19年3月	15,000,000円	22年(木造の住宅)	(注)

(注) 貸家は、平成16年4月に新築したものを平成19年3月に中古物件として取得したものである。取得日から本年5月末日まで甲の居住の用に供し、7月1日から賃貸の用に供している。なお、取得時において使用可能期間の見積りは困難であった。

●第二問

【資料Ⅴ】

1 甲は、本年から暗号資産の取引を行っており、実際に売買した暗号資産は1種類である。暗号資産の譲渡収入は11,500,000円で、購入代価の総額は15,000,000円であった。本年末に保有する暗号資産の評価額は総平均法で計算すると3,500,000円で、移動平均法で計算すると3,600,000円となる。甲が取引している暗号資産は、活発な市場が存在する暗号資産であるため、市場時価が明らかとなっており、期末時点の時価は3,100,000円である。なお、暗号資産取引に係る帳簿書類の保存がなく、暗号資産の評価方法についての届出を行っていない。

●第二問

【資料Ⅵ】

1 甲は、本年4月に認定長期優良住宅に該当する住宅を自己資金25,000,000円で新築し、本年6月から居住の用に供している。当該住宅の総床面積は150㎡であって、標準的な費用の額は1㎡あたり45,300円である。なお、令和5年及び令和6年において居住用財産に係る譲渡所得の課税の特例の適用を受けていない。

●第二問

【資料Ⅶ】

1 甲が本年中に支払った寄附金及び保険料は次のとおりである。

(2) 乙の国民年金保険料 457,770円
本年1月分から3月分として52,530円を納付し、本年4月分から翌年3月分までを2年前納として405,240円を納付している。

(3) 生命保険料

① 旧一般生命保険料	50,000円
② 新一般生命保険料	40,000円
③ 新個人年金保険料	150,000円
④ 介護医療保険料	20,000円

大原予想問題

●第3回実力判定公開模擬試験(第一問)

問1 雑所得に関する次の(1)から(4)の事項を説明しなさい。

- (1) 意義及び金額
- (2) 雑所得に係る現金主義による所得計算
- (3) 雑所得を生ずべき業務を行う者の帳簿書類の保存義務
- (4) 雑所得を生ずべき業務を行う者が確定申告書に添付すべき書類

●第2回直前予想模擬試験(第二問)

【資料Ⅲ】

減価償却費等に係る下記の固定資産に関する処理は【資料Ⅰ】の損益計算書には反映されていないため、次の資料をもとに計算しなさい。

1 前年以前より所有する資産の減価償却費等についての資料は次のとおりである。

科目	内容	取得年月日	税込取得価額(円)	令和6年末帳簿価額(円)	耐用年数	
建物	店舗兼倉庫用	平成24年10月2日	5,280,000	3,339,600	34年	(注1)
車両	配送用	令和6年2月1日	1,580,000	—	5年	(注2)

(注2) 令和6年2月に家事用の車両として取得し使用していたが、本年3月1日より配送用の車両として本年末日まで使用している。なお、この車両は、取得時点で1年10月経過している中古のものであり、使用可能期間の見積りは困難である。

●第1回直前予想模擬試験(第二問)

【資料Ⅳ】

甲は前年以前より暗号資産ビットコインの取引を行っている。なお、甲はこの暗号資産の評価方法について移動平均法を選定している。

- (1) 前年より繰り越されたビットコインは1.5単位であり、評価額は6,005,000円である。
- (2) 本年2月に450,000円で0.5単位を購入している。
- (3) 本年4月に0.5単位で2,400,000円の宝石を購入している。
- (4) 本年7月に671,000円で0.5単位を購入している。
- (5) 本年11月に5,100,000円で1単位を売却している。

●全国統一公開模擬試験(第二問)

3 甲は、本年10月に自己資金及び金融機関からの住宅借入金により新築の居住用家屋(床面積150㎡)及びその敷地(面積265㎡)を取得し、本年12月に甲の居住の用に供している。

なお、この新築家屋は租税特別措置法第41条第10項に規定する特定エネルギー消費性能向上住宅(いわゆる「ZEH基準」の要件を満たす住宅である。)に該当するものである。この居住用家屋及び敷地の取得に関する事項は次のとおりである。

- (3) 認定住宅等について講じられた構造及び設備に係る標準的な増し費用は1㎡あたり45,300円である。

●第2回直前対策模擬試験(第二問)

【資料Ⅷ】

1. 甲が本年中に支払った保険料等は、次のとおりである。

- (1) 国民健康保険料 880,000円
- (2) 国民年金保険料 382,060円

なお、この金額は本年4月に本年4月から翌年3月までの1年分を一括して支払ったものである。

●第1回直前予想模擬試験(第二問)

【資料Ⅵ】

1 甲が本年中に支払った保険料等は、次のとおりである。

- (1) 国民健康保険料 790,000円
- (2) 国民年金保険料 585,360円
- (3) 旧生命保険料(受取人: 甲の妻) 81,100円
- (4) 新生命保険料(受取人: 甲の長女) 77,400円
- (5) 介護医療保険の保険料(受取人: 甲) 37,000円



本試験問題

●第一問 問4 一族会社の第二次納税義務一

次の〔設例〕において、以下の各問に答えなさい。なお、土日、祝日等は考慮する必要はない。また、滞納処分費及び附帯税について考慮する必要はない。

〔設例〕

- Xは、絵画の小売業を営む個人事業者であり、画廊を経営していた。
- 令和元年7月12日、Xは美術品の卸売を営む株式会社Aの代表取締役であるBと知り合い、株式会社Aに300万円の出資をし、対価として同社の株式を100株取得した。
この時、株式会社Aの総発行済株式数は700株、総資産額は3,000万円、総負債額は900万円であった。
- 令和4年12月25日、Xは経営する画廊を閉店し、Bからの誘いを受けて令和5年1月10日に株式会社Aの取締役に就任した。
- 令和5年2月20日、Xは株式会社Aに660万円の出資をし、対価として株式会社Aの株式300株を新たに取得した。当該増資により株式会社Aの発行済株式総数は1,000株となり、これ以降、Xが400株、Bが600株を有している。
この時、株式会社Aの総資産額は3,600万円、総負債額は1,400万円であった。

問4 (25点)

Y税務署長がXの国税を徴収するためにとり得る措置(その要件を含む。)及び徴収することができる金額について、その根拠を示して答えなさい。

(注) 〔設例〕における財産に対する滞納処分については述べる必要はない。

●第一問 一交付要求と参加差押えの効果及び効力の異同一

問1 (20点)

次の(1)～(3)について、簡潔に説明しなさい。

- 交付要求と参加差押えの効果及び効力の異同

●第二問 一保険金からの配当金額一

- 絵画①は令和7年1月5日に火災により焼失したが、損害保険に加入していたため、Xは保険会社Cから保険金として100万円の支払いを受ける権利を得た(支払日：令和7年4月30日)。
- なお、当該保険金の支払請求権については、Xが金融機関Dのために質権を設定しており(質権設定日：令和6年1月15日、被担保債権額：80万円)、Y税務署長は、上記7で絵画①を差し押さえた際に、保険会社Cに対してその旨の通知書を発送し、同通知書は令和6年6月26日に保険会社Cに送達されている。

問1 (15点)

上記7の差押えに基づいてY税務署長が徴収できる金額について、理由を付して答えなさい。

●第二問 一差押可能額の計算一

- 11 搜索の際、WがXから聴取したところ、次の事実が判明した。

- 株式会社Aの取締役を辞任するに当たり、令和7年4月15日付けで、次のとおり退職金が支払われること(なお、Xには生計を一にする配偶者及び子1名がいる。)

総支給額	2,740,000円
源泉徴収に係る所得税	60,000円
特別徴収に係る住民税	37,000円
社会保険料	54,000円

問3 (10点)

令和7年4月15日に株式会社AからXに対して支払われる退職金について、Y税務署長が差し押さえることができる金額を、計算過程を示して答えなさい。

大原予想問題

●第1回直前予想模擬試験(第一問)

問2 (20点)

次の設例において、以下の設問1及び設問2に答えなさい。

なお、土日、祝日等は考慮する必要はない。

〔設例〕

X税務署の徴収職員は、個人事業者Aの滞納となっている令和6年分消費税確定申告分550万円を徴収するため財産の調査を実施したところ、次の状況が明らかになった。

令和5年5月23日、Aは妻Bとともに出資を行い甲株式会社(以下「甲社」という。)を設立していた。

出資者はAとBの2名で、その出資額に基づきAが440株、Bが60株、甲社株式を取得していた。

Aはその後、追加出資を行い、令和6年3月21日出資分につき甲社の株式60株、令和6年8月1日出資分につき甲社の株式120株を取得している。

設問1 X税務署長がAの国税を徴収するためにとり得る措置(詐害行為の取消権の行使を除く。)について、判断理由及び徴収することができる金額について説明しなさい。

なお、徴収手続については触れる必要はない。

●第2回直前対策模擬試験(第一問)

問1 (30点)

次の事項について簡潔に説明しなさい。

- 配当請求としての滞納処分に参加差押えが定められている趣旨(理由)

●第2回直前予想模擬試験(第二問)

問1 (20点)

次の設例における保険金に関し、次の事項について理由を付して答えなさい。なお、土日、祝日等については考慮する必要はなく、設例以外に各債権者の債権額の変動はない。

- X税務署長がC保険会社から保険金の支払を受けることができる理由及び要件

- 保険金からの各債権者に対する配当額について計算過程とその根拠

〔設例〕

X税務署長は、令和7年2月18日、滞納者甲の令和5年分所得税の確定申告分250万円(令和6年3月15日申告)の滞納に基づき、滞納者甲が工場として使用していた建物(評価額1,500万円)を差し押さえた。

本件建物の権利関係は次のとおり。

- 令和元年5月12日 抵当権設定登記 債権額500万円 債権者A銀行 債務者甲
- 令和5年10月8日 根抵当権設定登記 極度額900万円 債権者B銀行 債務者甲

なお、本件建物の差押通知時のB根抵当権の債権額は300万円であった。

差し押さえていた建物は、換価手続に着手する前に、令和7年6月16日、火災により焼失した。

本件建物は火災保険に付されていたため、C保険会社は、令和7年7月23日、X税務署長に対し保険金1,200万円を支払った。

徴収職員は、B銀行の現在の被担保債権額が500万円であることを確認した。

●第2回直前対策模擬試験(第二問)

- (4) E銀行預金通帳

預金口座を確認したところ、甲が勤務するJ社から毎月25日に給与が振り込まれており、10月分(10月25日支給予定)としてJ社より把握された内容は、次のとおりである。

ア 支給総額 523,400円

イ 上記より控除される源泉徴収所得税等 117,362円

ウ 甲は配偶者及びK社に勤務し月250,000円の給与所得を得ている長男と同居しているほか、他県に住んでいる高校生の次男に仕送りを行っている。なお、配偶者及び次男は何ら収入を得ていない。

問3 (30点)

3の搜索によって発見した資料等に基づきとるべき徴収方途(徴収できない場合はその理由)と徴収見込額について、その根拠及び計算過程を示して答えなさい。

なお、滞納処分の具体的な手続に関する事項について触れる必要はない。

また、徴収見込額の計算に当たっては、概算評価額で換価したものとして計算するものとし、J社からの給与については、10月分のみを前提とし、国税徴収法第76条第5項に定める承諾について考慮する必要はない。



本試験問題

●第二問 一償却資産－

【資料】

- (1) A株式会社は、航空機甲及び航空機乙並びに鉄道丙及び車両丁を所有している。なお、航空機甲及び航空機乙はいずれも日本国籍であり、航空機甲及び航空機乙並びに鉄道丙及び車両丁はいずれも地方税法第389条第1項第1号又は第2号に規定するその価格等を総務大臣が決定し、関係市町村に配分する航空機並びに鉄道及び車両として指定を受けている。

- (2) 航空機甲の状況

- ① 取得年月日 令和6年1月6日
② 取得価額 3,000,000,000円
③ 耐用年数 10年(法定耐用年数10年に基づく減価率：0.206)
④ 最大離陸重量 250トン
⑤ 航空機甲は、地方税法第349条の3第7項に規定する国際路線に就航する航空機で航空法第100条の許可を受けた者が運航するもののうち総務省令で定めるものに該当する。
⑥ 就航時間

	令和6年(実績)	令和7年(見込み)
全就航時間	1,200時間	1,100時間
国際路線に就航した時間	1,100時間	1,050時間

- ⑦ 寄航実績

	令和6年(実績)	令和7年(見込み)
a 空港	30回	24回
b 空港	35回	36回
d 空港	25回	30回

●第二問 一償却資産－

- (5) 鉄道丙及び車両丁の状況

- ① 令和7年度分の価格 鉄道丙 3,000,000,000円
車両丁 350,000,000円
② 鉄道丙及び車両丁は地方税法第349条の3及び同法附則第15条の規定による課税標準の特例措置の適用は受けない。
③ 令和7年1月1日現在の鉄道の単線換算キロ数は、次のとおりである。

W市	40km
X市	20km
Y市	10km
Z市	80km

- ④ 令和7年1月1日現在の運行図表に基づく車両の走行キロ数は、次のとおりである。

W市	400km
X市	600km
Y市	—
Z市	1,000km

●第二問 一区分所有家屋－

- ⑨ 家屋課税台帳に登録された家屋Yの令和6年度及び令和7年度の各年度分の価格は120,000,000円である。
⑩ 専有部分に係る附帯設備の評価額相当額の合計額は、15,000,000円である。
⑪ 専有部分に係る仕上部分の評価額相当額の合計額は、12,000,000円である。
⑫ 専有部分における各階の天井の高さは次のとおりであり、N市長は当該各階の天井の高さについて著しい差異があるとして、地方税法第352条第1項の規定に基づく補正を行うこととしている。
1階 5.5m
2階及び3階 3.0m
⑬ 天井の平均の高さは3.8mである。

共用部分 S (150㎡)	E (150㎡)		F (150㎡)		共用部分 T (100㎡)
	C (150㎡)	D ₁ (40㎡)	D ₂ (110㎡)		
	A (200㎡)		B (150㎡)		

大原予想問題

●全国統一公開模擬試験(第二問) 問1

【資料1】

- (1) X株式会社が所有する航空機甲、航空機乙、車両丙及び鉄道丁は、いずれも地方税法第389条第1項第1号又は第2号に規定するその価格等を総務大臣が決定し、関係市町村に配分する航空機、車両及び鉄道として指定を受けている。
(2) 航空機甲及び航空機乙の状況
① 航空機甲及び航空機乙は、いずれも地方税法第349条の3第7項に規定する国際路線に就航する航空機で航空法第100条の許可を受けた者が運航するもののうち総務省令で定めるものに該当する。
② 取得年月日及び取得価額
(イ) 航空機甲 令和4年11月1日 2,500,000,000円
(ロ) 航空機乙 令和3年9月1日 2,000,000,000円
③ 改良年月日及び改良費
(イ) 航空機甲 令和6年11月30日 400,000,000円
(ロ) 航空機乙 改良実績なし
④ 耐用年数
(イ) 航空機甲 10年(法定耐用年数10年に基づく減価率：0.206)
(ロ) 航空機乙 8年(法定耐用年数8年に基づく減価率：0.250)
⑤ 就航時間

	全就航時間(α)		αのうち国際路線就航時間	
	航空機甲	航空機乙	航空機甲	航空機乙
令和6年(実績)	3,000時間	2,000時間	2,900時間	1,600時間
令和7年(見込み)	2,500時間	2,000時間	2,500時間	1,900時間

- ⑥ 令和6年中の寄航回数

- (イ) 航空機甲 イ空港 30回 ロ空港 25回 ハ空港 20回
(ロ) 航空機乙 イ空港 60回 ロ空港 40回 ハ空港 寄航実績なし

●全国統一公開模擬試験(第二問) 問1

- (3) 車両丙及び鉄道丁の状況

- ① 令和7年度分の価格
(イ) 車両丙 450,000,000円
(ロ) 鉄道丁 3,000,000,000円
② 車両丙及び鉄道丁は地方税法第349条の3及び同法附則第15条の規定による課税標準の特例措置の適用は受けない。
③ 令和6年1月1日現在及び令和7年1月1日現在における鉄道の単線換算キロ数及び運行図表に基づく車両の走行キロ数は、それぞれ次のとおりである。

市町村名	令和6年1月1日現在		令和7年1月1日現在	
	単線換算キロ数	車両の走行キロ数	単線換算キロ数	車両の走行キロ数
A市	60km	900km	60km	1,100km
B町	30km	600km	30km	500km
C村	10km	—	10km	—

●第1回直前対策模擬試験(第二問) 問2

- (9) 専有部分に係る附帯設備の評価額相当額の合計額は、55,440,000円であり、専有部分に係る附帯設備の単位床面積あたりの評価額相当額は、46,200円である。
(10) 専有部分に係る仕上部分の評価額相当額の合計額は、42,768,000円であり、専有部分に係る仕上部分の単位床面積あたりの評価額相当額は、35,640円である。
(11) 各専有部分の天井の高さ、附帯設備及び仕上部分の単位床面積あたりの評価額相当額は次のとおりである。

専有部分	A	B	C	D	E	F
天井の高さ(m)	5.4	5.4	3.0	3.0	3.0	3.0
附帯設備(円)	51,000	51,000	51,000	33,000	33,000	33,000
仕上部分(円)	43,200	43,200	27,000	27,000	27,000	27,000



本試験問題

●第一問

問1 (25点)

令和7年度分の個人住民税における配偶者控除及び配偶者特別控除に関し、所得税における取扱いとの相違点に留意しつつ、次の点について簡潔に述べなさい。

- 1) 同一生計配偶者及び控除対象配偶者の概要
- 2) 配偶者控除及び配偶者特別控除の概要
- 3) 個人住民税の納税義務者の配偶者がその納税義務者の同一生計配偶者に該当し、かつ、他の個人住民税の納税義務者の扶養親族にも該当する場合の取扱い
- 4) 個人住民税所得割の納税義務者の配偶者が前年の中途に死亡し、前年中にその納税義務者が再婚した場合の取扱い

●第一問

問2 (25点)

令和7年3月31日に退職した者が、同日に支払を受ける退職所得に係る個人住民税所得割の課税関係について、所得税における取扱いとの相違点に留意し、次の事項に言及しつつ述べなさい。

- ① 退職所得に対する分離課税制度の趣旨及び概要
- ② 納税義務者及び課税団体
- ③ 税率、税額計算及び徴収方法
- ④ 退職所得申告書及び特別徴収票

●第二問

X県Y市に住所を有する甲及び甲の家族の令和6年中の所得等の状況は、次の【資料】のとおりであり、課税に必要な事項は適切にX県及びY市に申告されている。

甲及びその家族が令和7年度分としてX県へ納付すべき県民税及びY市へ納付すべき市民税の額を、計算過程を明らかにしてそれぞれ算出しないさい。

また、特別徴収された令和6年度分の個人住民税額(令和6年中の所得に係る税額に限る。)がある場合、その税額を計算過程を明らかにしてそれぞれ算出しないさい。

【問題の前提条件】

- 1 X県及びY市の条例においては、所得割及び均等割とも標準税率を採用しているものとする。
- 2 Y市の条例では、個人の市民税均等割の非課税に係る基準については地方税法施行令第47条の3の規定に基づき、基本額を35万円、加算額を21万円と規定しており、均等割の軽減措置については規定されていないものとする。
- 3 Y市は政令市に該当しないものとする。
- 4 令和7年度分の個人住民税について、定額による所得割の特別税額控除は実施していないものとする。
- 5 森林環境税については考慮しないものとする。

●第二問

【資料】

(1) 甲(昭和44年11月2日生)の所得等の状況

- ① 給与所得に係る収入金額
・ A社から支払を受けた給与収入金額 8,200,000円
- ② 退職所得に係る収入金額等の明細
・ 甲の勤務状況
平成4年4月1日 A社に就職
令和6年10月31日 A社を退職
・ A社から支給を受けた一般退職手当の収入金額(令和6年12月15日支給) 18,500,000円

●第二問

(2) 甲の妻(昭和46年1月24日生。甲と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

- ③ 支払社会保険料 250,300円
- ④ 支払個人年金保険料(平成28年6月9日締結) 50,000円
- ⑤ 令和6年中に支出した寄附金の金額
・ C県D市に対して寄附した金額 12,000円
・ E県F市に対して寄附した金額 23,000円
(注) 甲の妻は確定申告書を提出しておらず、C県D市及びE県F市に対して寄附した金額については地方税法附則第7条に基づく寄附金税額控除に係る申告の特例の適用を受けている。なお、C県D市及びE県F市は地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に基づき総務大臣が指定する団体である。

●第二問

(5) 甲の父(昭和17年2月12日生)の所得等の状況

- ① 老齢厚生年金の収入金額 3,360,000円
- ② サマージャンボくじ当選金に係る収入金額 3,000,000円
- ③ 譲渡所得に係る収入金額等の明細

(単位：円)

区 分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
骨董品	昭和62年10月9日	令和6年5月17日	970,000	540,000	9,000	個人
書 画	令和3年4月25日	令和6年9月30日	80,000	100,000	4,000	個人
特許権	平成21年8月6日	令和6年10月15日	3,500,000	450,000	90,000	法人

(注) 全ての譲渡については、所得税の確定申告書に記載されており、その取得費については、甲の父によって証明されている。

大原予想問題

●第1回直前対策模擬試験(第一問)

問2 (25点)

個人住民税の所得控除及び法人住民税の税額控除に関する以下の点について簡潔に述べなさい。

- (1) 雑損控除
- (2) 配偶者控除及び配偶者特別控除
- (3) 特定寄附金税額控除

●第1回直前予想模擬試験(第一問)

問2 (25点)

退職した者が支払いを受ける退職所得に係る個人住民税所得割の課税関係について、次の(1)から(4)について述べなさい。なお、退職所得の金額の計算方法及び普通徴収される場合については述べる必要はない。

- (1) 退職所得に対する分離課税制度の趣旨
- (2) 課税団体
- (3) 特例対象となる退職所得
- (4) 税率、税額算定及び徴収方法

●全国統一公開模擬試験(第二問)

X県Y市に住所を有する甲及び甲の家族の令和6年中の所得等の状況は、次の【資料】のとおりであり、課税に必要な事項は適切にX県及びY市に申告されている。

甲及びその家族が令和7年度分としてX県へ納付すべき県民税及びY市へ納付すべき市民税の額を、計算過程を明らかにしてそれぞれ算出しないさい。

また、特別徴収された令和6年度分の個人住民税額(令和6年中の所得に係る税額に限る。)がある場合、その税額を計算過程を明らかにしてそれぞれ算出しないさい。

【問題の前提条件】

- 1 X県及びY市の条例においては、所得割及び均等割とも標準税率を採用しているものとする。
- 2 Y市の条例では、個人の市民税均等割の非課税に係る基準については地方税法施行令第47条の3の規定に基づき、基本額を35万円、加算額を21万円と規定しており、均等割の軽減措置については規定されていないものとする。
- 3 Y市は政令市に該当しないものとする。
- 4 森林環境税については考慮しないものとする。

●全国統一公開模擬試験(第二問)

(2) 甲の妻(昭和35年8月20日生)(甲と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

- ① 給与所得に係る収入金額
・ B社から支払を受けた給与収入金額 6,500,000円
- ② 退職所得に係る収入金額等の明細
・ 甲の妻の勤務状況(従業員として勤務)
令和2年4月1日 B社に就職
令和6年7月31日 B社を退職
・ B社から支給を受けた退職手当の収入金額(令和6年10月10日支給) 5,500,000円

●全国統一公開模擬試験(第二問)

(2) 甲の妻(昭和35年8月20日生)(甲と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

- ④ 支払社会保険料 1,070,500円
- ⑤ 支払個人年金保険料(平成26年9月19日締結) 30,000円
- ⑥ 令和6年中に支出した寄附金の額
・ H県に対して寄附した金額 10,000円
・ I県に対して寄附した金額 15,000円
・ I県L市に対して寄附した金額 60,000円
(注) 寄附先と寄附金額については、所得税の確定申告書に記載されており、寄附先の自治体全ての領収書が添付されている。なお、寄附先の自治体は全て地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に基づき総務大臣が指定する団体である。

●第1回直前予想模擬試験(第二問)

(5) 甲の長女(昭和56年5月1日生)の所得等の状況

- ③ 譲渡所得に係る収入金額等の明細

(単位：円)

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
機械	平成22年8月8日	令和6年6月6日	420,000	742,000	78,000	個人

(注) 譲渡について所得税の確定申告書に記載されており、その取得費については、甲の長女によって証明されている。

本試験問題

●第二問

(5) 甲の父(昭和17年2月12日生)の所得等の状況

④ 株式に係る配当所得に係る収入金額

(単位:円)

区 分	決 算	決算月	収入年月日	株主総会 決議年月日	収入金額
a 株式(上場)	年1回	12月	令和6年2月18日	令和6年1月26日	123,000
b 株式(上場)	年1回	12月	令和6年2月24日	令和6年1月29日	315,000

(注) a 株式、b 株式の配当については、源泉徴収選択口座内で保管され、所得税の確定申告書において分離課税により申告されている。

- ⑤ 支払社会保険料 370,750円
 ⑥ 支払一般生命保険料(平成29年5月14日締結) 63,000円
 ⑦ 甲の父の疾病の診察・治療にかかった医療費 230,000円
 (注) 生命保険契約に基づく保険金の支払により、医療費の全額分が補てんされている。

●第二問

(6) 甲の母(昭和18年12月7日生。甲の父と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

- ① 老齢厚生年金の収入金額 1,369,800円
 ② 甲の父の確定申告書において、甲の父の配偶者とされている。

大原予想問題



●第1回直前予想模擬試験(第二問)

(4) 甲の長男の妻(昭和55年9月5日生)の所得等の状況

- ① 給与所得に係る収入金額 11,998,000円
 ・C社から支払を受けた給与収入金額
 ② 株式に係る配当所得に係る収入金額

(単位:円)

区 分	決 算	決算月	収入年月日	株主総会 決議年月日	収入金額
d 株式(上場)	年1回	3月	令和6年8月3日	令和6年7月9日	193,000

(注) d 株式の配当については、源泉徴収選択口座内で保管され、所得税の確定申告書において分離課税により申告されている。

●第2回直前予想模擬試験(第二問)

(7) 甲の父(昭和15年3月3日生)の所得等の状況

- ① 老齢厚生年金の収入金額 3,487,000円
 ④ 支払社会保険料 1,446,300円
 ⑤ 医療機関等に支払った金額 459,000円
 ・甲の父の疾病の診察・治療にかかった医療費
 (注) 保険金、損害賠償金その他これらに類するものによる補てんは行われていない。

(8) 甲の父の妻(昭和19年5月15日生)(甲の父と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

- ① 老齢基礎年金の収入金額 585,000円
 ② 甲の父の確定申告書において甲の父の同一生計配偶者とされている。



本試験問題

●第一問 問1

問1 (30点)

- (1) 法人又は個人が行う事業に対して、当該法人又は個人が事業税を課される場合について説明しなさい。
- なお、当該法人又は個人が事業税を課されない場合及び地方税法の施行地に主たる事務所等を有しない場合についても説明すること。
- ただし、人格のない社団等及び法人課税信託の受託者に係る説明は要しない。

●第一問 問2

問2 (20点)

次の【資料】に基づき、甲株式会社(以下「甲社」という。))が第5期事業年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度)分のL県及びM県に納める法人事業税額について、法人税と法人事業税における課税標準の計算方法の差異及び算出税額から控除される税額に言及した上で、説明しなさい。

なお、算出税額から控除される税額については、地方税法に定める全ての控除について、同法に定める控除順に記載すること。

ただし、申告手続きに係る説明は要しない。

【資料】

- 1 甲社の令和8年3月31日現在の資本金の額は50,000,000円、資本剰余金の額は40,000,000円である。
- 2 甲社は第1期及び第2期事業年度分については所得の金額を申告し、法人税を納付した。第3期及び第4期事業年度分については欠損金額を申告し、第3期事業年度分については法人税の還付を受けた。
- 3 甲社は令和3年4月1日に設立され、L県に本店及び支店(設立当初から設置)を、M県に支店を設置(設立当初から設置)して、自動車部品の卸売業を行っている。
- 4 甲社は令和5年4月1日からN国(地方税法の施行地外)においても支店(恒久的施設に相当するものである。)を設置して、自動車部品の卸売業を行っている。
- 5 甲社は令和7年4月1日から、乙株式会社との間に完全支配関係を有することとなり、法人税においてグループ通算制度の適用を受けることになった。
- 6 甲社は外国法人Xの株式を有し、配当を受け、外国の法令により当該配当に係る所得税に相当する税を源泉徴収されている。
- 7 甲社は外国法人Xの株式等を投資対象とする証券投資信託Yの受益権を有し、配当を受け、当該配当に係る所得税を源泉徴収されている。
- 8 甲社は事業の開始以来、青色申告書を提出することについて、所轄税務署長の承認を受けている。
- 9 事業税の税率は、L県は地方税法に定める標準税率、M県は同法に定める標準税率の1.1倍である。
- 10 甲社は事業の開始以来、被災したことはなく、会社更生等の手続き、合併等、資源開発事業法人等への投資及び特許権等の譲渡等を行っていない。

大原予想問題

●第2回直前予想模擬試験(第一問)

問1 (30点)

- 事業税は、事務所又は事業所(以下「事務所等」という。))所在の道府県が法人及び個人に課するが、道府県が課税権を有する事業税について、次の(1)及び(2)の事項を説明しなさい。
- (1) 道府県の課税権の帰属を決定する要件としての事業税の事務所等
 - (2) 事業税の納税義務者等
- ただし、法人課税信託、実質課税の原則、事業税と信託財産に係る説明は要しない。

●第2回直前予想模擬試験(第一問)

問2 (20点)

税理士であるあなたは、甲株式会社(以下「甲社」という。))の代表取締役であるS氏から、第6期事業年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度)分の事業税の申告について相談を受けた。甲社の事業税額の算定に当たっての留意事項を中心に説明したいがどのように説明すべきか述べなさい。

相談内容は次の【資料】のとおりである。

【資料】

- ・ 甲社は資本金の額100,000,000円であり、設立されて以来、資本金の額に異動はない。
- ・ 甲社は令和2年4月1日に設立され、L県に本店(設立当初より設置)、M県に工場(第6期事業年度の中途において新設により設置)を設置して、電気機械器具の製造業を行っている。なお、N県にも設立当初より工場を設置していたが、第6期事業年度の中途において廃止した。
- ・ L県の本店、M県の工場及びN県の工場について、第6期事業年度に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、その従業者の数のうち最小であるものの数値の2倍を超えるものはない。
- ・ 甲社の事業税の所得の算定に当たり、法人税の計算の例によらない事項についても、法人税と事業税における取扱いの違いについて知りたい。
- ・ 甲社は法人税の所得の算定に当たり、設立されて以来、海外投資等損失準備金の積立及び取崩を行った事実はない。
- ・ 甲社の第6期事業年度は清算中の事業年度ではなく、今後解散をする予定もない。
- ・ 事業税の税率は、L県及びN県は地方税法に定める標準税率、M県は同法に定めるいわゆる制限税率と同一の率である。

本試験問題

●第二問 問2

問2 (25点)

次の【資料】に基づき、S株式会社(以下「S社」という。)の第17期事業年度に係る事業税について、各県に納付すべき事業税額を、それぞれの計算過程を明らかにして算定しなさい。

【資料】

- S社の第17期事業年度は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までである。
- S社は、A県、B県及びC県において事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を設置して、生命保険業を行っている。
- S社の令和8年3月31日現在の資本金の額は、次のとおりである。
資本金の額 1,000,000,000円
- S社の第17期事業年度の生命保険業に係る収入金額は、次のとおりである。

	保険の種類	収入保険料	
		収入保険料	収入再保険料
個人保険	貯蓄保険	1,663,000,000円	169,560,000円
	貯蓄保険以外の保険	8,210,000,000円	985,200,000円
団体保険	団体年金保険	450,000,000円	72,000,000円
	団体年金保険以外の保険	347,200,000円	27,776,000円

(注) 団体保険のうち団体年金保険以外の保険の収入保険料の欄の金額には、被保険者が団体から脱退した場合に保険金以外の給付金を支払う定めのある保険につき収入した保険料104,160,000円が含まれているが、そのうち、その給付金に対応する部分の金額は、14,000,000円である。

- S社の従業者数については、次のとおりである。

(単位：人)

	区分	令和7年										令和8年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
A県	a 本社	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
	b 支店	60	60	60	55	55	58	58	57	58	60	61	64	
B県	c 支店	36	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	
	d 支店	42	40	35	30	30	32	26	21	(18)	—	—	—	
C県	e 支店	—	—	—	—	48	40	36	30	24	(15)	—	—	
	f 支店	—	—	—	—	24	24	24	24	24	30	30	36	

(注1) 上記の従業者数の数値は各月の末日現在における従業者数の数値である。なお、()の数値は廃止日現在の従業者数の数値である。

(注2) d支店は12月31日に廃止された。

(注3) e支店は8月14日に新設されたが、1月16日に廃止された。

(注4) f支店は8月14日に新設された。

(注5) a本社及びb支店の各月の数値には、保険の代理業務を行うT社へ出向している2名(給料はT社で支給)をそれぞれ含んでいる。

- 法人の事業税の税率は、A県では地方税法に定める標準税率、B県は同法に定めるいわゆる制限税率と同一の率、C県では同法に定める標準税率の1.06倍の率を採用している。

- 上記以外に考慮すべき項目はない。

大原予想問題



●全国統一公開模擬試験(第二問)

問2 (25点)

次の【資料】に基づき、乙株式会社(以下「乙社」という。)の第75期事業年度に係る事業税額のうち、各県に納付すべき事業税額を、それぞれの計算過程を明らかにして算定しなさい。

【資料】

- 乙社の第75期事業年度は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までである。
- 乙社は生命保険業を行っており、事業年度末時点で、A県に本社及び営業所、B県に支社及び営業所、C県に支社及び営業所がある。
- 乙社の令和8年3月31日現在の資本金の額、資本準備金の額及び資本金等の額(地方税法第72条の21第1項本文の規定により計算した金額)は、次のとおりである。
資本金の額 10,800,000,000円
資本準備金の額 216,000,000円
資本金等の額 10,368,000,000円
- 乙社の第75期事業年度の生命保険業に係る収入金額は、次のとおりである。

(単位：円)

保険の種類	収入保険料	収入再保険料	脱退給付金相当額	所 得
団 体 保 険	7,772,214,600	300,412,800	89,579,900	12,622,037,000
団体年金保険	10,097,238,600	1,810,382,500	—	
個 人 保 険	144,624,632,400	20,179,911,700	—	
貯 蓄 保 険	8,415,318,300	1,172,102,200	—	

(注1) 「収入再保険料」及び「脱退給付金相当額」は、収入保険料の内書である。

(注2) 「所得」は、法人税法施行規則表四の合計欄の額である。

- 乙社の事務所等の従業者数は次のとおりである。

(単位：人)

所在地	事務所等	令和7年										令和8年			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
A県	本社	821	820	819	818	816	816	818	822	823	823	824	829		
	営業所 a	228	228	230	129	129	129	129	127	114	117	119	122		
B県	支社 b	76	76	76	76	87	87	86	86	87	88	89	89		
	営業所 c	—	—	—	101	101	101	104	107	110	108	107	104		
C県	支社 d	51	29	29	29	29	29	48	55	55	55	56	56		
	営業所 e	—	22	22	22	22	23	(19)	—	—	—	—	—		
	営業所 f	12	12	11	10	7	6	5	5	(4)	—	—	—		
	営業所 g	—	—	—	—	8	9	9	9	13	13	14	17		

(注1) 上記の従業者数の数値は各月の末日現在における従業者数の数値である。なお、()の数値は廃止日現在の従業者数の数値である。

(注2) A県の本社の各月の数値には、労働者派遣契約に基づき受け入れた派遣労働者51人が含まれる。

(注3) B県の支社bの各月の数値には、保険の代理業務を行う丙株式会社(以下「丙社」という。)へ出向している6人(給料は丙社で支給している。)が含まれる。

(注4) B県の営業所cは令和7年7月10日に新設した。

(注5) C県の支社dの各月の数値には、アルバイト11人が含まれる。

(注6) C県の営業所eは令和7年5月9日に新設したが、同年10月28日に廃止した。

(注7) C県の営業所fは令和7年12月13日に廃止した。

(注8) C県の営業所gは令和7年8月24日に新設した。

- 事業税の税率は、A県は地方税法に定める標準税率、B県及びC県は同法に定めるいわゆる制限税率と同一の率である。

- 上記以外に考慮すべき項目はない。